

# 須崎市



エコ(ECO)☆ビジョンすさき  
須崎市地球温暖化対策実行計画  
【区域施策編】

令和5年3月 改定版



新莊川

## はじめに

地球温暖化は、気温の上昇だけでなく地球全体に気候変動を引き起こすと考えられています。気候変動は、我々の生活にさまざまな変化や悪影響をおよぼすことが懸念されることから、これまで世界各国による話し合いが進められ平成 27 (2015) 年に「パリ協定」が採択されました。パリ協定による長期目標として、産業革命以前からの平均気温の上昇を 1.5 度に抑える努力をすることを定めています。

地球温暖化対策は、我が国においては平成 28 (2016) 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出量を令和 12 (2030) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 26.0%削減する目標が掲げられました。その後、令和 3 (2021) 年 10 月、内閣総理大臣が 2050 年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

本市では、平成 17 (2005) 年 9 月に、恵み豊かな環境を保全するとともに、地球環境にやさしいまちづくりの推進を目的に「須崎市クリーンエネルギーのまちづくり条例」を制定し、クリーンエネルギーの導入及び活用を積極的に行い、地球温暖化対策への取り組みを進めてきました。さらに、平成 29 (2017) 年 2 月に「須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、同年 3 月に「須崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地域新電力（地域 PPS）の設立や、再生可能エネルギーの普及拡大といった、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

今回、「須崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定するにあたり、本市もカーボンニュートラルを目標に掲げました。低炭素社会から脱炭素社会を目指すことで、より積極的な施策を展開していく必要があります。それと同時に、市民の皆さまの役割も大変重要なものとなってきます。今後も市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の改定にあたりまして、ご尽力いただきました須崎市地球温暖化対策実行計画協議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様方に心より感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

須崎市長 楠瀬 耕作



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 地球温暖化とは . . . . . p. 2
- 2 地球温暖化対策を巡る動向 . . . . . p. 3
- 3 須崎市の取り組み . . . . . p. 5

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的 . . . . . p. 9
- 2 計画の位置づけ . . . . . p. 10
- 3 計画の期間 . . . . . p. 11
- 4 計画で対象とする温室効果ガス . . . . . p. 11

## 第3章 須崎市の温室効果ガス

- 1 須崎市の温室効果ガス排出の特徴 . . . . . p. 13
- 2 須崎市の温室効果ガス排出量変化の要因 . . . . . p. 17
- 3 須崎市の温室効果ガス吸収量の特徴【追加項目】 . . . . . p. 18

## 第4章 須崎市の削減目標

- 1 将来の排出量（現状趨勢ケース／このままだとどうなるか） . . . . . p. 21
- 2 削減目標の設定にあたって . . . . . p. 24
- 3 削減目標 . . . . . p. 25
- 4 削減目標の設定の根拠 . . . . . p. 27

## 第5章 目標の実現に向けた取組

- 1 須崎市の将来像 . . . . . p. 29
- 2 取組の考え方 . . . . . p. 30
- 3 取組の体系 . . . . . p. 31
- 4 それぞれの役割 . . . . . p. 33
- 5 取組の展開 . . . . . p. 34

## 第6章 温暖化対策をさらに進めるために

- 1 重点施策の位置づけとねらい . . . . . p. 46
- 2 重点施策の選定ポイント . . . . . p. 46
- 3 重点施策 . . . . . p. 47
- 4 重点施策の展開 . . . . . p. 49
- 5 ロードマップ . . . . . p. 69

## 第7章 実効性のある計画とするために

- 1 推進体制 . . . . . p. 71
- 2 進行管理 . . . . . p. 73

## 資料編

- 資料1 須崎市の特性 . . . . . p. 75
- 資料2 温室効果ガス排出量算定方法 . . . . . p. 88
- 資料3 須崎市の再生可能エネルギー . . . . . p. 90
- 資料4 策定経緯 . . . . . p. 92
- 資料5 用語解説 . . . . . p. 93

当計画は「(一社) 地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和3年度(補正予算) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」により作成されました。

## 第1章 計画策定にあたって

第1章では、地球温暖化の現状や国内外の動向などを踏まえて、本市が地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化対策を総合的に推進する背景・意義を整理しています。



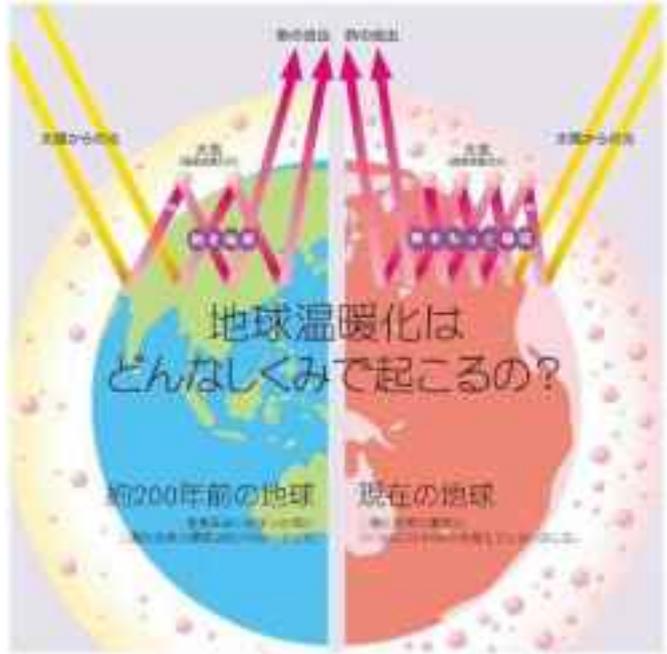
# 第1章 計画策定にあたって

## 1 地球温暖化とは

現在、地球の平均気温は 14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、CO<sub>2</sub>、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス 19℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

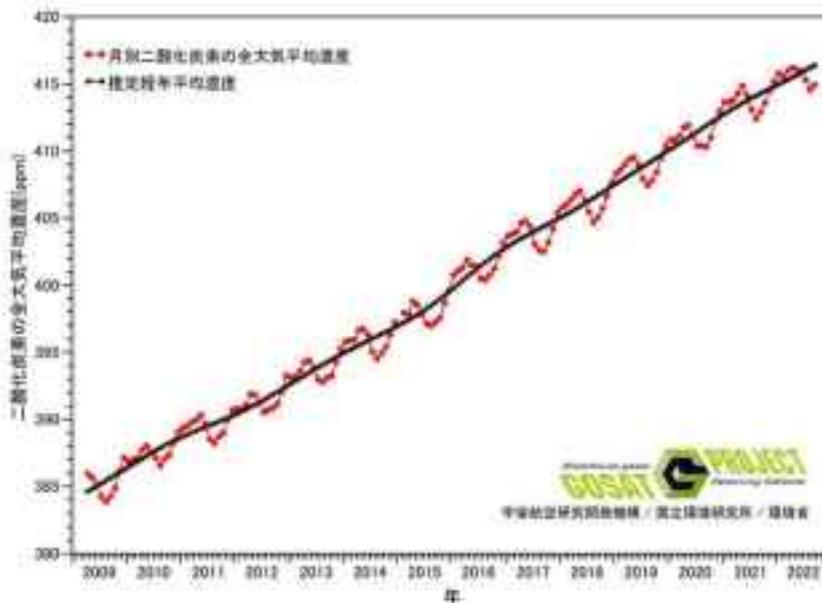
近年、産業活動が活発になり、CO<sub>2</sub>、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

令和 4（2022）年 12 月の大気中の CO<sub>2</sub> 濃度の観測結果では、CO<sub>2</sub> 濃度は約 416.3ppm まで上昇し、平成 21（2009）年の濃度（約 385ppm）と比べて約 7.8% も増加しました。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターwebサイト

図 1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム



出典：国立環境研究所「GOSAT プロジェクト」全大気中の月別二酸化炭素濃度

図 2 気象衛星「いぶき」によるCO<sub>2</sub>観測結果

## 2 地球温暖化対策を巡る動向

### 2.1 国際的な動向

#### (1) パリ協定

令和2（2020）年以降の新たな温暖化対策の国際的枠組みとして、「パリ協定」が平成28（2016）年に発効しました。「パリ協定」は、世界全体での「脱炭素社会」の構築に向けた転換点となるものであり、世界全体の目標として、産業革命以前に比べて世界の気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。

その後、各国が温室効果ガス排出削減に向けた目標を掲げました。令和元（2019）年12月の国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）においては、昨今の異常気象への危機感の高まりを背景として、各国にさらなる削減努力の積み増しが求められました。令和3（2021）年10月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）においては、「パリ協定」と「気候変動に関する国際連合枠組条約」の目標達成に向けた行動を加速させるため、締約国が一堂に会して議論しました。

#### (2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ：持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、21世紀の世界が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「誰一人取り残さない」ことを誓い、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、行政のみならず民間企業においても目標達成に向けた取組が求められています。



出典：「2030アジェンダ」（国際連合広報センターwebサイト）

図3 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

### (3) G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組

令和元（2019）年6月に開催された、G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されました。

同枠組は、具体的には、①環境上適正な廃棄物管理、海洋プラスチックごみの回収、革新的な解決方策の展開、各国の能力強化のための国際協力等による、包括的なライフサイクルアプローチの推進、②G20 資源効率性対話等の機会を活用し、G20 海洋ごみ行動計画に沿った関連政策、計画、対策の情報の継続的な共有及び更新の実施、③海洋ごみ、特に海洋プラスチックとマイクロプラスチックの現状と影響の測定とモニタリング等のための科学的基盤の強化等を内容としています。

## 2.2 国内の動向

### (1) 2050 年カーボンニュートラル宣言

令和2（2020）年10月、内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

### (2) ゼロカーボンシティ表明地方公共団体

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、令和3（2021）年2月時点で人口1億人突破となりました。

### (3) 2030 年温室効果ガス排出削減目標を新たに設定

令和3（2021）年4月に、令和12（2030）年度の新たな温室効果ガス削減目標として、平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針が示されました。

### (4) 地球温暖化対策推進法の一部改正

令和3（2021）年5月に「地球温暖化対策推進法」の一部が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられました。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組みなどを定めています。「地球温暖化対策推進法」の一部改正に伴い、地球温暖化対策計画が改定されました。

## (5) 地域脱炭素ロードマップ

令和3（2021）年6月に「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」が公表されました。令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現に向けた取組と、関係府省・自治体などの連携の在り方について取りまとめられており、2030年までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出することや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施する取組が示されています。

## (6) 地球温暖化対策計画の閣議決定

令和3（2021）年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく5年ぶりの改訂であり、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

## 3 須崎市の取り組み

### 3.1 これまでの取り組み

#### (1) 須崎市クリーンエネルギーのまちづくり条例

平成17（2005）年9月にクリーンエネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマスその他の環境への負担が少ないエネルギー）の導入及び活用を積極的に行い、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減及び循環型社会の構築に寄与し、地球環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とし、市、市民及び事業者の責務を定めた須崎市クリーンエネルギーのまちづくり条例を公布・施行しています。

#### (2) 須崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

本市では、平成29（2017）年2月に、「エコ（ECO）☆ビジョンすさき須崎市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）として、本市が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の抑制」に取り組むための計画を策定しています。

#### (3) 須崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

本市では、平成29（2017）年3月に、「エコ（ECO）☆ビジョンすさき須崎市地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）を策定しています。

計画期間を平成29（2017）年度～令和12（2030）年度までの14年間とし、再生可能エネルギーの導入や徹底した省エネルギーの推進をはじめ、家庭、業務その他、運輸、産業などそれぞれにおける部門別対策や国民運動（「COOL CHOICE」）の抜本的強化などを着実に実施し、市民各界各層が主体的に賢い選択を実践することにより、魅力あるまちづくりと地域の活性化、住民福祉の向上に資することを計画しています。

本計画では、地球温暖化対策推進法の一部改正を踏まえ、新たに温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、本計画の見直しを行うものとしています。

## 3.2 須崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)におけるこれまでの取り組み

### (1) 須崎市における排出量

本市の温室効果ガス削減目標は、短期目標で令和3(2021)年度に平成25(2013)年度比で10%削減でした。最新の統計データをもとに推計した令和元(2019)年度における温室効果ガス排出量は33%削減となっており、短期目標を達成しています。

33%削減の内訳をみますと、産業部門、業務その他部門、家庭部門の削減率が大きくなっています。産業部門及び業務その他部門において、企業努力による貢献はありますが、排出の特性上、経済活動に依存する部分が大きく、経済活動の縮小により大幅な削減に至ったと考えられます。また、家庭部門では、人口減少のほかにも、太陽光発電設備の導入のほか、エコキュートや二重サッシなど温室効果ガス排出の抑制に貢献する機器の利用拡大が削減につながったと考えられます。

表1 温室効果ガス排出量の推移

単位:千t-CO<sub>2</sub>

部門		平成25 (2013) 年度 【基準年】	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	基準年 からの 削減率
		産業部門	製造業	266	256	255	214	194	188
建設・鉱業	3		3	3	3	3	3	2	40 %
農林水産業	9		11	13	12	12	10	10	-17 %
業務その他部門		53	49	47	34	32	31	26	51 %
家庭部門		45	45	39	29	35	26	18	59 %
運輸部門	旅客自動車	23	22	22	22	22	21	20	13 %
	貨物自動車	28	28	28	27	27	26	26	9 %
	鉄道	2	2	2	2	2	1	1	27 %
	船舶	49	49	46	43	43	49	49	0 %
廃棄物(一般廃棄物)		3	3	3	3	3	2	3	1 %
合計		482	468	456	388	372	359	322	33 %
合計(産業部門除く)		203	198	185	160	163	158	143	29 %

注:「環境省,地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト」で公開されている「部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計」から引用(廃棄物(一般廃棄物)はRDF製造量から算出)

### (2) 重点施策の取り組みについて

本市では、削減目標の達成に向け、特に重点的に取り組むべき施策を、重点施策として位置づけています。これまでの重点施策および短期目標の令和3(2021)年の達成状況は表2のとおりですが、短期目標を達成できていないものが多く、計画の改定にあたり課題となりました。

国の2050年カーボンニュートラル宣言を契機に、地球温暖化対策の気運はこれまで以上に高まっており、本市においても積極的に取り組んで行くうえで、須崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を改定することとなりました。再生可能エネルギーの導入等の積極的に取り組むべき施策は引き続き重点施策とし、これまで以上に温室効果ガス排出抑制にむけた取り組みを進めることとします。

表 2 重点施策および短期目標の達成状況

No.	基本方針	重点施策	進捗管理指標	単位	【基準年】 平成25 (2013) 年度	短期目標 令和3 (2021) 年度		中期目標 令和12 (2030) 年度		【実績】 令和3 (2021) 年度		短期 目標 達成 状況
						数値	%	数値	%	数値	%	
①	【基本方針1】 再生可能エ ネルギーの最大 限の導入	【重点施策1】 市民・事業者 への再生可能 エネルギー導 入促進	住宅用太陽光発 電システム導入 戸数 (導入戸数/中期 目標導入戸数)	戸	322	500	25	2,000	100	474	24	×
②			事業者の再生可 能エネルギーの 導入規模数 (導入規模/中期 目標導入規模)	kW	1,117	5,000	50	10,000	100	8551	86	○
③			公共施設の再生 可能エネルギー の導入規模数 (導入規模/中期 目標導入規模)	kW	449	494	85	574	100	489	84	×
④		【重点施策2】 避難所への再 生可能エネ ルギー導入促進	避難所への自立 型再生可能エネ ルギー導入数 (導入数/中期目 標導入数)	件	1	6	60	10	100	5	50	×
⑤			避難所への蓄電 池導入数 (導入数/中期目 標導入数)	件	0	3	30	10	100	3	30	○
6	【基本方針2】 市民・事業者 の省エネルギ ー活動の推進	【重点施策3】 家庭における 省エネの推進	普及啓発イベ ントの開催回数 (開催回数/中期 目標開催回数)	件/年	/	2	100	2	100	0	0	×
7			普及啓発イベ ントの参加者数 (参加者数/中期 目標参加者数)	人/年	/	1,000	100	1,000	100	0	0	×
8		【重点施策4】 事業所におけ る省エネの推 進	無料省エネ診 断の活用件数 (件数/中期目標 件数)	件/年	/	5	100	5	100	0	0	×
⑨	市役所等事務 事業での高効率 設備への更新に よるエネルギー 削減量 (削減量/中期目 標削減量)		MWh	0	861	100	861	100	169	20	×	
⑩	【基本方針3】 環境配慮型都 市の構築の推 進	【重点施策5】 地域のエネル ギーマネジメ ントの推進	公共施設へのエ ネルギーマネジ メントシステム 設置数(設置数/ 中期目標設置 数)	件	/	3	100	3	100	2	67	×
11	【基本方針4】 廃棄物排出抑 制、再利用、 再生利用の推 進	【重点施策6】 施設園芸にお ける廃棄物排 出抑制	施設園芸から発 生するビニール 類廃棄物の排出 量(排出量/基 準年排出量)	t/年	76	30	40	0	100	83	-109	×

注1：各年度の割合(%)は中期目標の数値に対する数値である。No.9の2021年度実績は推定値である。

注2：No.に記している○印は、改定後も重点施策として取り組みを継続する。

## 第2章 計画の基本的な考え方

第2章では、本計画の前提条件となる計画策定の目的や計画の位置づけ、期間や対象となる温室効果ガスなどの基本的な事項及び考え方を整理しています。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

本計画は、2050年カーボンニュートラルに向けて、以下に示す目的の実現を図るために策定します。また、本計画策定により再生可能エネルギーの導入推進や省エネルギーの推進をはじめ、部門別対策や分野横断的に取り組む対策を着実に実施し、地域の関係者が主体的に行動することにより、脱炭素型まちづくりの形成と、地域活性化、住民福祉の向上に資することを目指します。

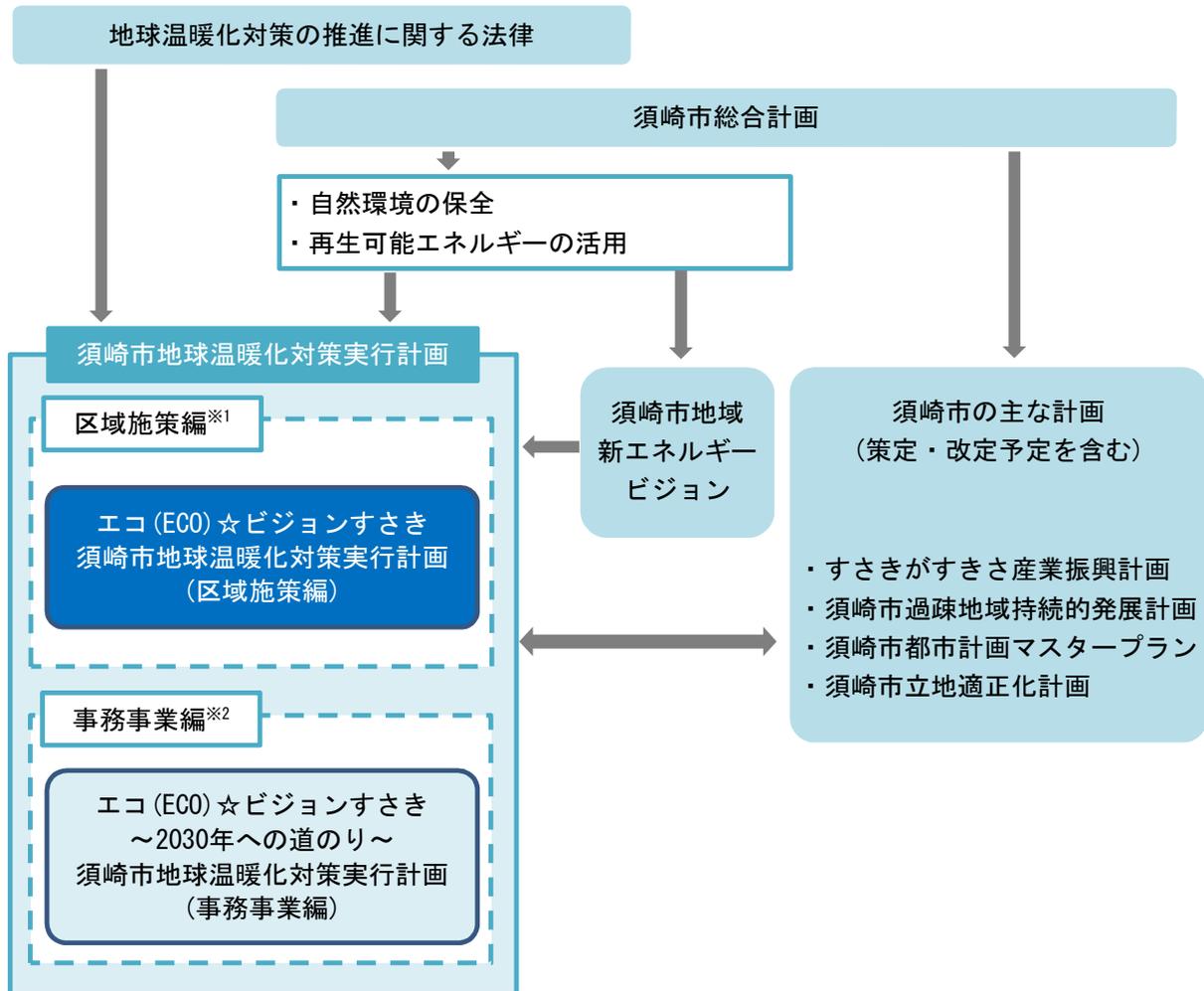
表 3 本計画の目的

再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住宅及び事業所における太陽光発電の設置</li><li>● 地中熱やバイオマスの活用</li></ul>
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住宅及び事業所における省エネ対策</li><li>● 省エネに寄与する行動変容の定着</li></ul>
脱炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 都市のコンパクト化</li><li>● 脱炭素型交通構築</li><li>● 地域熱供給の導入</li></ul>
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"><li>● 廃棄物の発生抑制</li><li>● 3Rの実践</li><li>● 地域循環共生圏の実現</li></ul>
地方公共団体間の協調・連携	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域特性が類似する自治体間の知見の共有</li><li>● 他自治体とのエネルギー事業の実施</li></ul>

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」に基づき策定するものです。

また、「エコ（ECO）☆ビジョンすさき～2030年への道のり～須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と相互に連携し、一体的に地球温暖化対策を推進します。



※1：「区域施策編」は市全域から排出される温室効果ガスの削減に取り組む計画です。

※2：「事務事業編」は須崎市役所から排出される温室効果ガスの削減に取り組む計画です。

図 4 本計画の位置づけ

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 29（2017）年度から令和 12（2030）年度までの 14 年間とします。この期間における令和 12（2030）年度の目標を計画目標と位置づけ、さらに令和 32（2050）年度を長期目標と位置づけます。また、計画期間中であっても、計画の前提が大きく変わるような国政や社会情勢、法規制等の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の目標や取組等について見直しを行うものとします。



図 5 計画の期間

### 4 計画で対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、市域内で人為的に排出されているエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及び一般廃棄物由来の CO<sub>2</sub> を対象とします。また、産業廃棄物は高知県全体で考えていくべき事項のため本計画では対象から除いています。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では以下に示す 7 種類の温室効果ガスを対象としています。

表 4 温室効果ガスについて

温室効果ガスの種類		概要
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	燃料の使用、他人から供給された電気や熱の使用
	非エネルギー起源	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用 など
メタン (CH <sub>4</sub> )		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、排水処理 など
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、排水処理 など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造 など
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造 など
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )		マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造 など
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )		NF <sub>3</sub> の製造、半導体素子等の製造

※「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和4年3月）より

## 第3章 須崎市の温室効果ガス

第3章では、本市の温室効果ガスの排出量の推移を推計し、その排出構造や要因分析を行い、温室効果ガス排出の特徴を整理しています。



# 第3章 須崎市の温室効果ガス

## 1 須崎市の温室効果ガス排出の特徴

### 1.1 温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量は、平成 21 (2009) 年度以降、増加傾向にあり平成 25 (2013) 年度で最大の 479 千 t-CO<sub>2</sub> となっています。その後は減少傾向に転じ、令和元 (2019) 年度では 319 千 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 25 (2013) 年度と比較して 33% 減少しました。

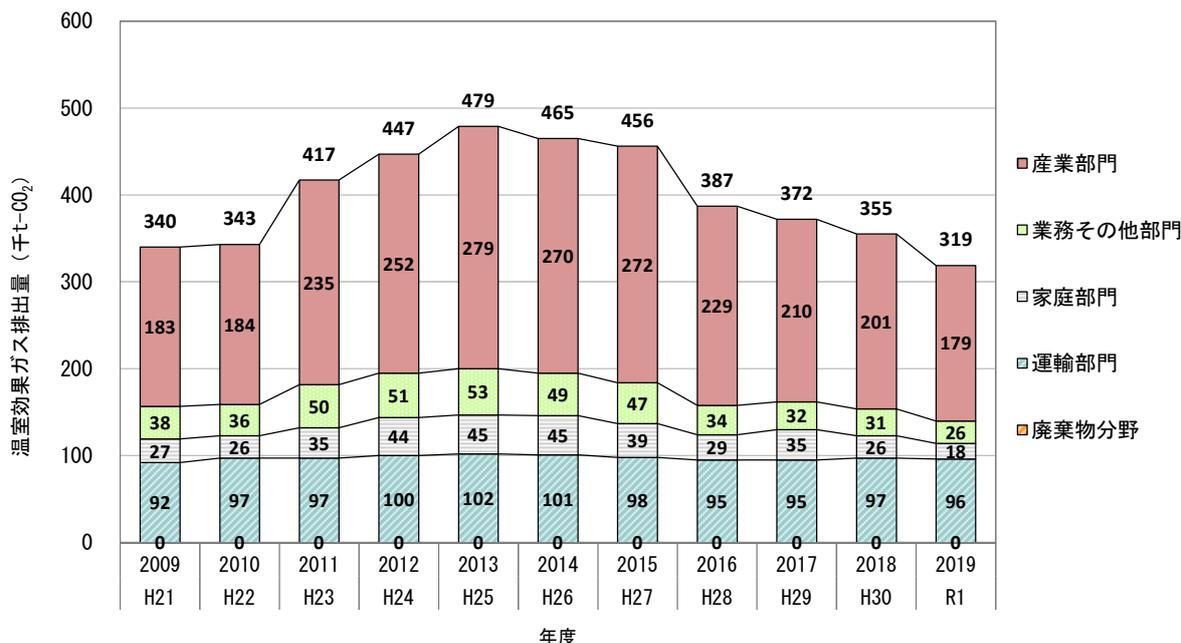


図 6 須崎市の温室効果ガス排出量の推移

表 5 代表年度の温室効果ガス排出量

部門		平成 25 (2013) 年度 排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	令和元 (2019) 年度 排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )
産業部門	製造業	266	166
	建設業・鉱業	3	2
	農林水産業	9	10
業務その他部門		53	26
家庭部門		45	18
運輸部門	旅客自動車	23	20
	貨物自動車	28	26
	鉄道	2	1
	船舶	49	49
廃棄物分野 (一般廃棄物)		0	0
合計		479	319

※1：小数点以下を四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しません。

## 特定の事業者で須崎市のCO<sub>2</sub>排出量を上回っているの？

本市の特定排出者（全4社）の排出量は図7のとおりで、須崎市における特定排出者の排出量は、図6に示す市域全体からの温室効果ガス排出量を上回っている状況です。

特定排出者は、国によって、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」により、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）は、温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務付けられています。

これらの企業は、グローバルな視点で個別に温室効果ガスの削減に取り組んでいる状況であることから、本市の温室効果ガス排出量としては、図6に示す推計結果を用いて、以降の内容を取りまとめています。

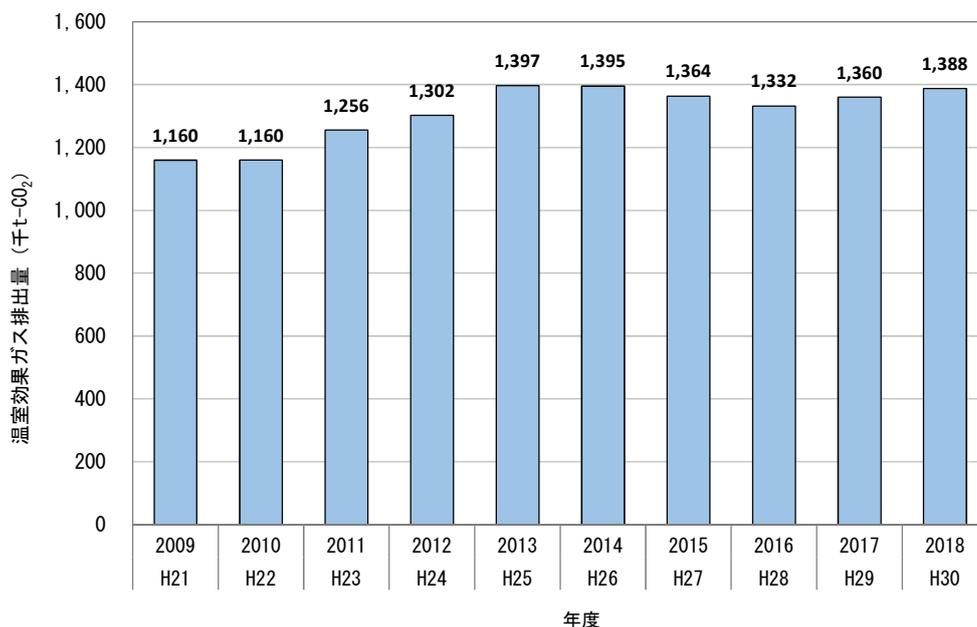


図7 特定排出者の温室効果ガス排出量の推移

## 1.2 温室効果ガス排出量の部門別傾向

農林水産業以外の排出量は、平成 25（2013）年度比で減少傾向です。農林水産業からの排出量は、平成 27（2015）年度まで増加傾向でしたが、その後は減少傾向です。

温室効果ガス排出量の部門別構成比は、平成 25（2013）年度に比べて令和元（2019）年度では、製造業、業務その他部門、家庭部門の構成割合が大きくなっています。

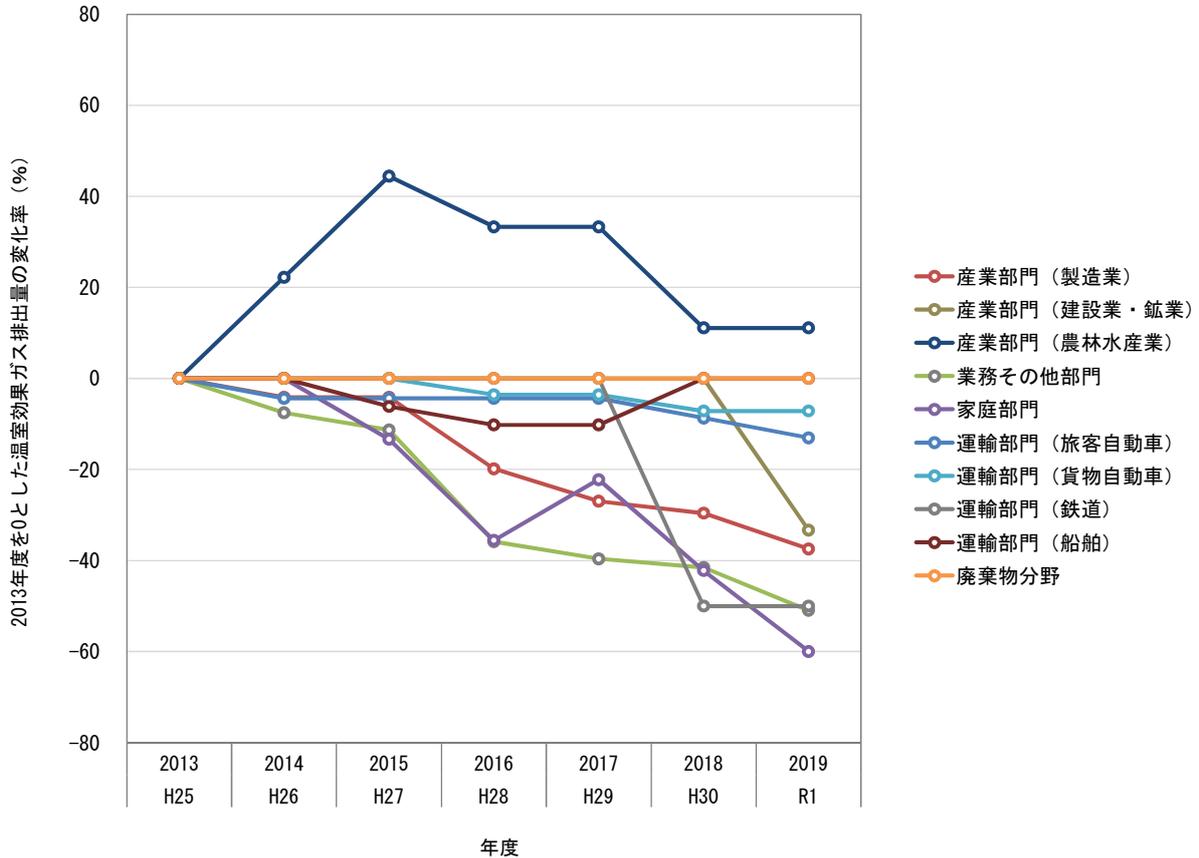
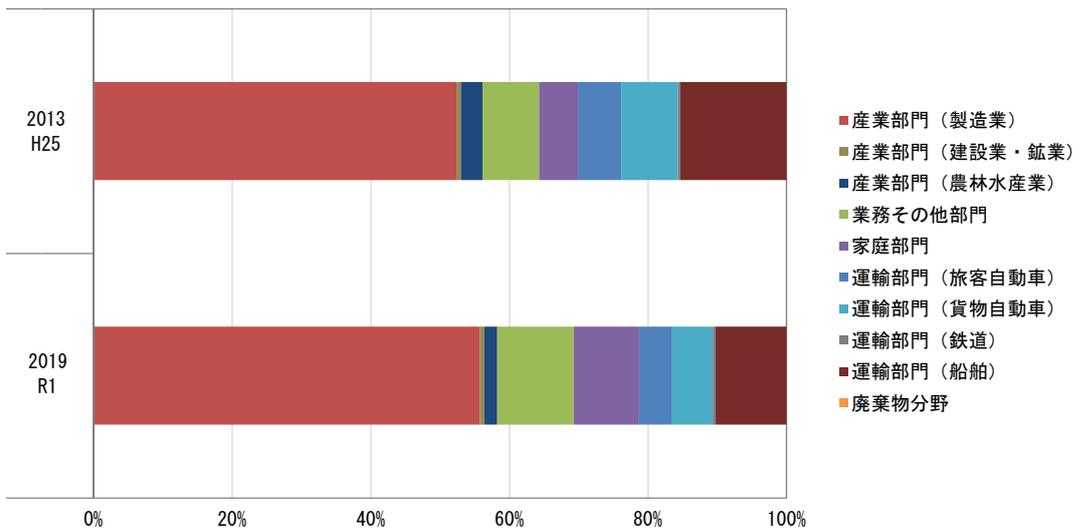


図 8 須崎市における平成25（2013）年度を基準とした部門別温室効果ガス排出量の推移



温室効果ガス排出量の部門別構成比の推移 (%)

図 9 温室効果ガス排出量の部門別構成比

### 1.3 1人あたりの温室効果ガス排出量の推移

1人あたり温室効果ガス排出量は、平成25(2013)年度以降ゆるやかに減少傾向にあり、令和元(2019)年度では1人あたり約15t-CO<sub>2</sub>/人の排出量となっています。

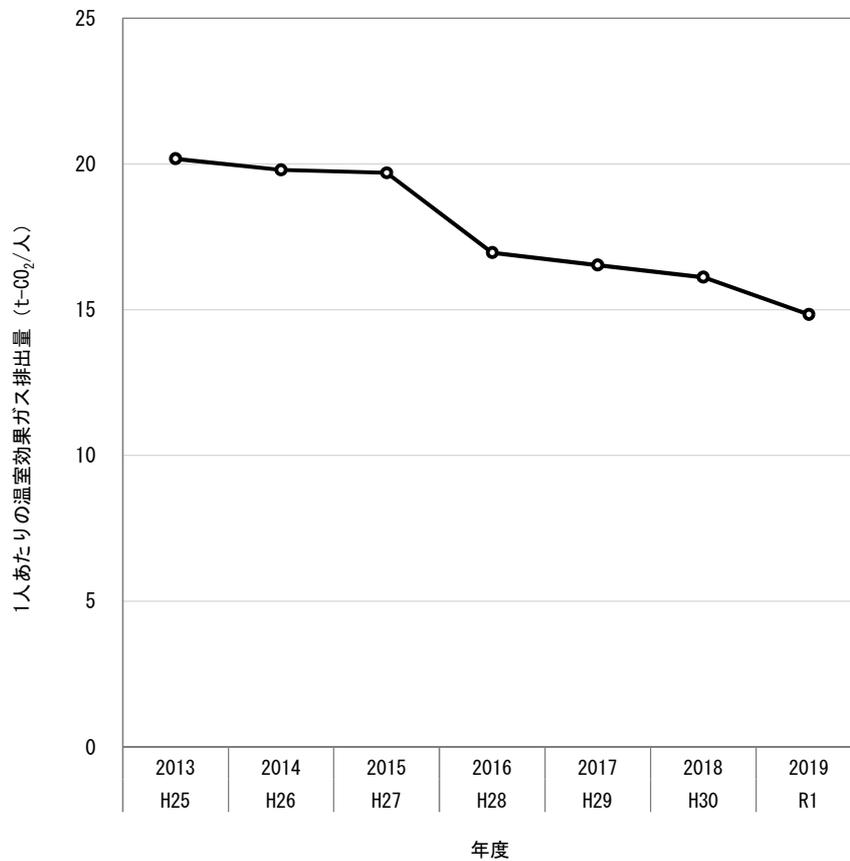


図 10 須崎市における1人あたりの温室効果ガス排出量の推移

## 2 須崎市の温室効果ガス排出量変化の要因

本市におけるこれまでの温室効果ガスの排出傾向とその傾向の要因を表 6 に示すように捉えています。

表 6 須崎市の温室効果ガス排出量変化の要因

項目		排出傾向	排出傾向の要因
全体排出量		平成25（2013）年度を境に減少傾向	産業部門（製造業）の排出量が全体の排出量に占める割合が大きいため、産業部門の変動が影響しています。
産業部門	製造業	平成25（2013）年度を境に減少傾向	平成25（2013）年を境に製造品出荷額が減少傾向となったため、経済活動に依存して排出量も減少したと考えられます。
	鉱業・建設業	平成21（2009）年度以降ほとんど変動なし	使用する機械の省エネ化などに伴い、排出量が減少したと考えられます。
	農林水産業	平成27（2015）年度を境に減少傾向	従業者数の減少などに伴い、排出量が減少したと考えられます。
家庭部門		平成25（2013）年度を境に減少傾向	世帯当たりの人口の減少などに伴い、排出量が減少したと考えられます。
業務その他部門		平成25（2013）年度を境に減少傾向	空調等の業務機械の省エネ化などに伴い、排出量が減少したと考えられます。
運輸部門	旅客・貨物自動車	減少傾向	自動車の燃費向上や次世代自動車の導入などにより、排出量が減少したと考えられます。
	鉄道	ほとんど変動なし	鉄道車両の燃費向上などは考えられますが、排出量自体が少ないため、傾向には影響していません。
	船舶	増減を繰り返しながら僅かに増加傾向	各年度の入港船舶数に依存して増減したと考えられます。
廃棄物分野（一般廃棄物）		ほとんど変動なし	一般廃棄物のRDF化（廃棄物固形燃料化）の取組などにより排出量を維持できていると考えられます。

### 3 須崎市の温室効果ガス吸収量の特徴【追加項目】

本市の特長であり、地球温暖化対策に重要な役割を果たす吸収源について追加記載します。

#### 3.1 森林資源（グリーンカーボン）

グリーンカーボンとは、大気中から取り込まれて陸上の植物体中に固定されている炭素です。本市のグリーンカーボンは、環境省のマニュアルに基づき、各年の森林蓄積の変化量から推計しました。

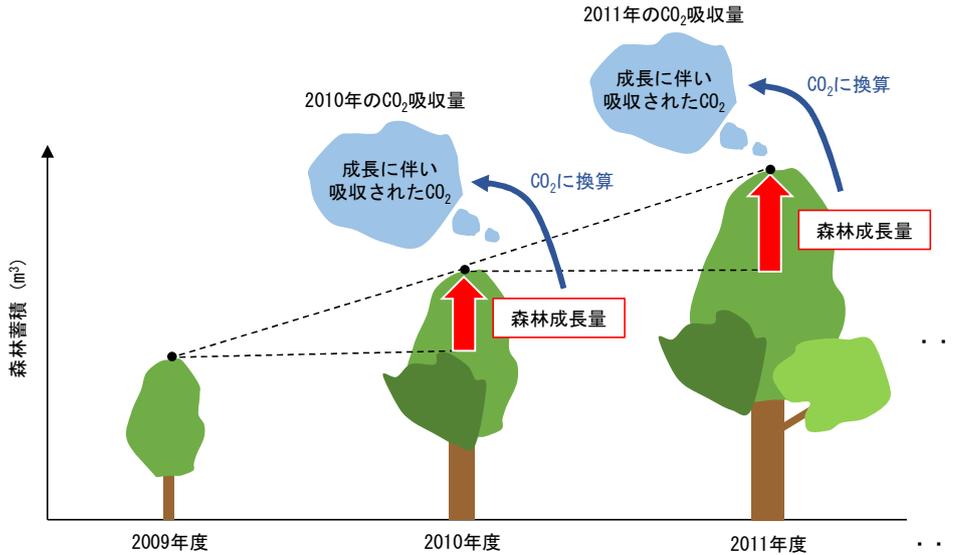


図 11 グリーンカーボンの推計イメージ

推計結果を図 12 に示します。平成 21（2009）以降の本市の森林吸収量は約 24～29 千 t-CO<sub>2</sub> となっています。この吸収量は、約 9,800 世帯～約 11,000 世帯から排出される CO<sub>2</sub> を吸収していることに相当します。

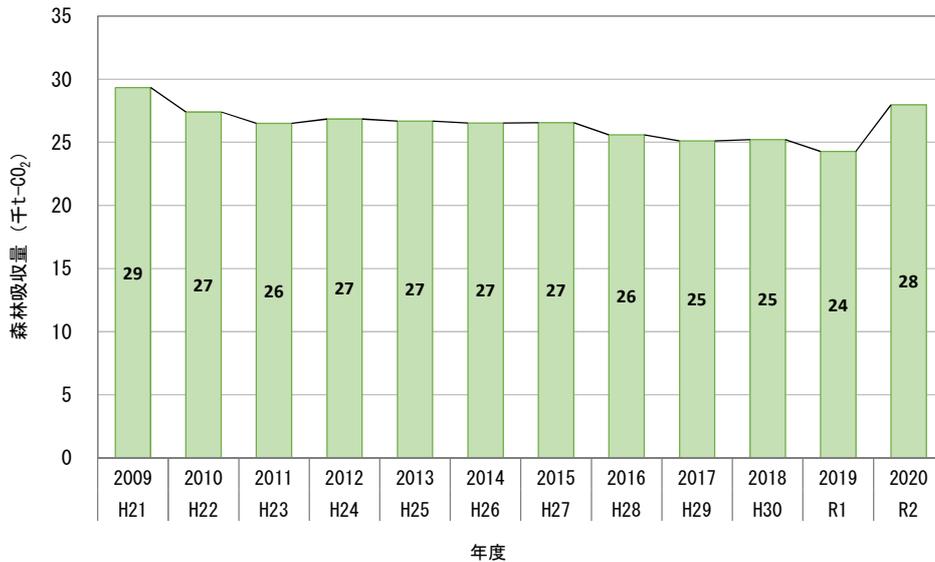


図 12 須崎市の森林吸収量

### 3.2 海洋資源（ブルーカーボン）

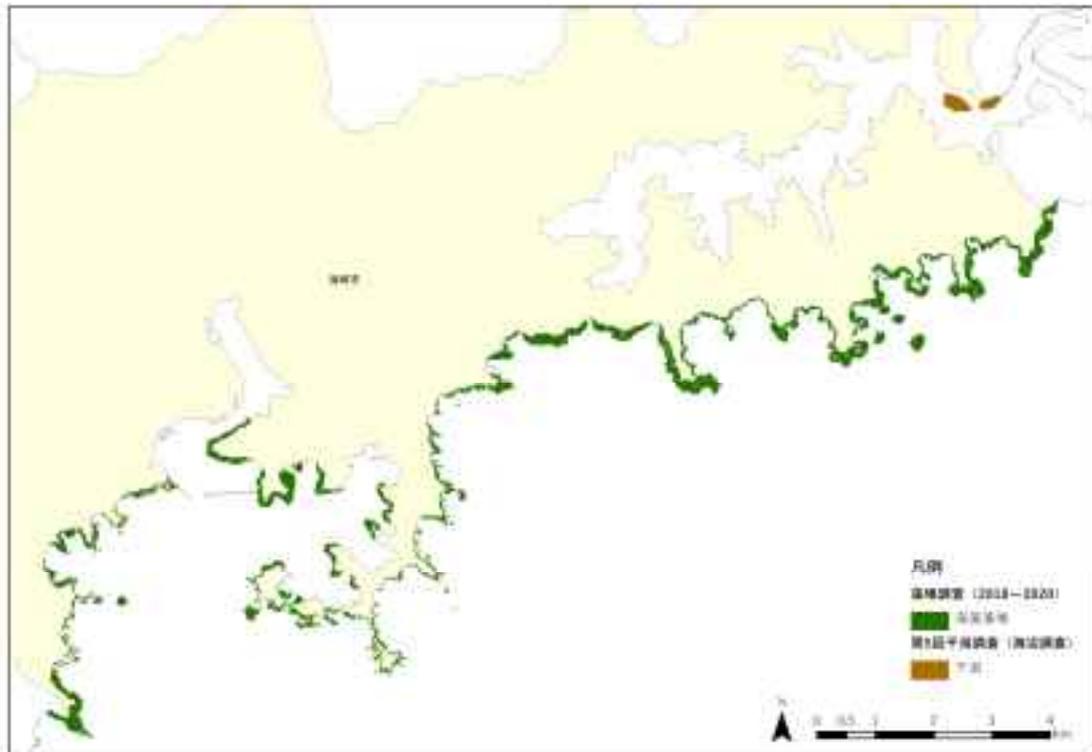
ブルーカーボンとは、海草やマングローブ、塩性湿地等の海洋生態系により吸収・固定される炭素です。陸上の森林等に蓄積される炭素“グリーンカーボン”の対語として、平成 21（2009）年に国連環境計画（UNEP）の報告書において新たに命名されました。

グリーンカーボンは植物体中に炭素固定されることに対し、ブルーカーボンは海底に炭素固定されることが大きな特徴です。そのほか、寿命や植物体の違いが特徴として挙げられ、吸収源としての大きなポテンシャルが期待されています。



図 13 グリーンカーボンとブルーカーボンにおける炭素固定の違い

環境省が実施した自然環境基礎調査の調査結果をもとに、本市のガラモ場及び干潟のブルーカーボン量を算定した結果、864 t-CO<sub>2</sub>/年でした。この吸収量は、約 350 世帯から排出される CO<sub>2</sub>を吸収していることに相当します。



出典：自然環境基礎調査 藻場調査（2018～2020）（環境省）、自然環境基礎調査 第5回干潟調査（1993～1999年）（環境省）

図 14 須崎市の藻場・干潟分布状況

## 第4章 須崎市の削減目標

第4章では、今後対策を見込まないまま推移したケース（現状趨勢ケース）の温室効果ガス排出量を想定し、その結果をもとに市域から発生する温室効果ガスの削減目標を定量的に設定しています。



# 第4章 須崎市の削減目標

## 1 将来の排出量（現状趨勢ケース／このままだとどうなるか）

本市の現状趨勢ケース<sup>※1</sup>による令和12（2030）年度及び令和32（2050）年度における温室効果ガス排出量の推移は図15に示すとおりです。また、産業部門のみの推移は図16、産業部門以外の推移は図17に示すとおりです。

平成25（2013）年度から令和元（2019）年度までの温室効果ガス排出量の傾向を踏まえて、現状趨勢ケースによる令和12（2030）年度と令和32（2050）年度の温室効果ガス排出量の将来推計をみると、基準年である平成25（2013）年度と比べて令和12（2030）年度で39%の減少、令和32（2050）年度で42%しか減少せず、当初の長期目標であった令和32（2050）年度までに80%削減を達成しないことになります。

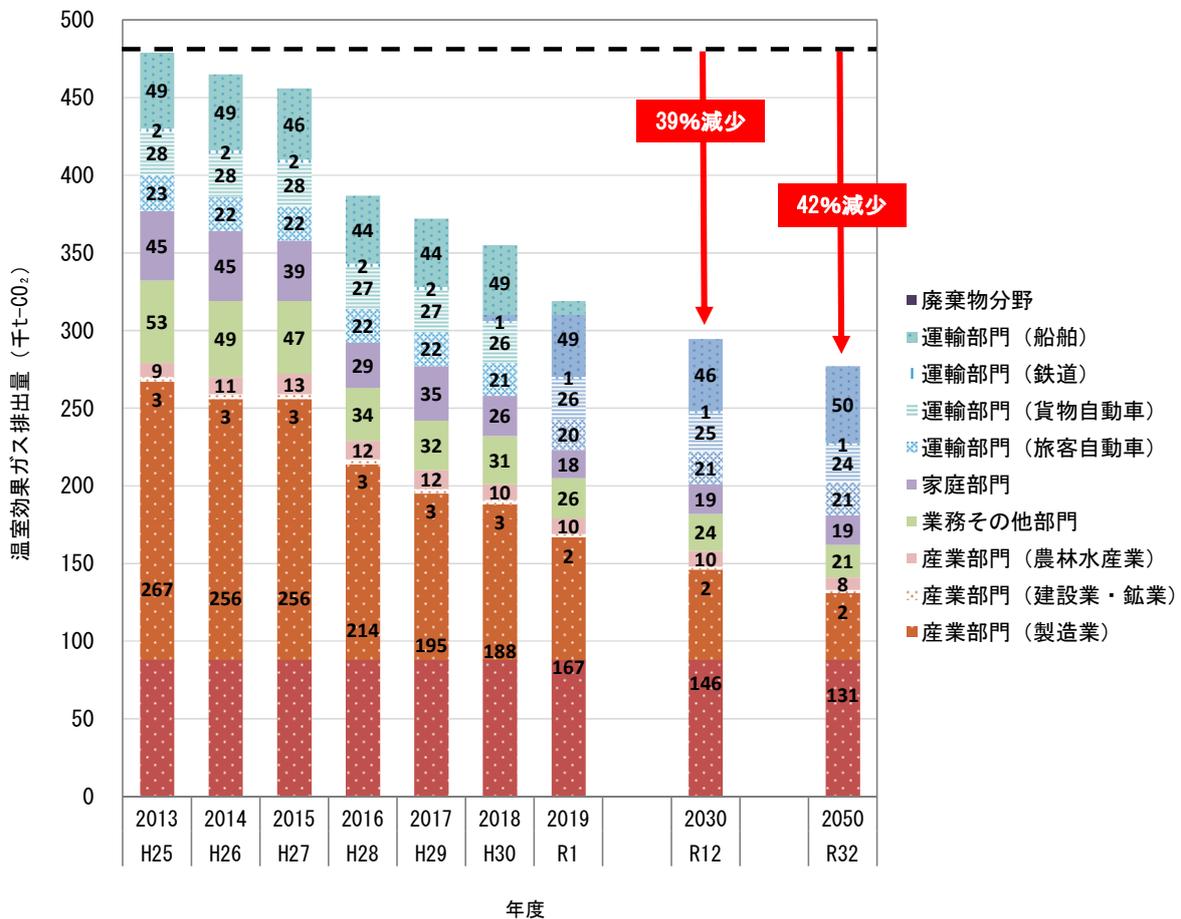


図15 須崎市の現状趨勢ケースにおける2050年度までの温室効果ガス排出量の推移（千t-CO<sub>2</sub>）

※1：現状趨勢（BAU：Business as Usual）ケースとは、温室効果ガス排出量について、今後追加対策を実施しないまま推移したケースです。今後の排出量削減目標の試算とその目標数値設定の際に必要となります。

産業部門は、基準年である平成 25（2013）年度と比べて令和 12（2030）年度で 43%減少、令和 32（2050）年度で 49%減少することとなります。また、産業部門以外の部門・分野の合計排出量は、基準年である平成 25（2013）年度と比べて令和 12（2030）年度で 32%減少、令和 32（2050）年度でも変わらず 32%減少することとなります。

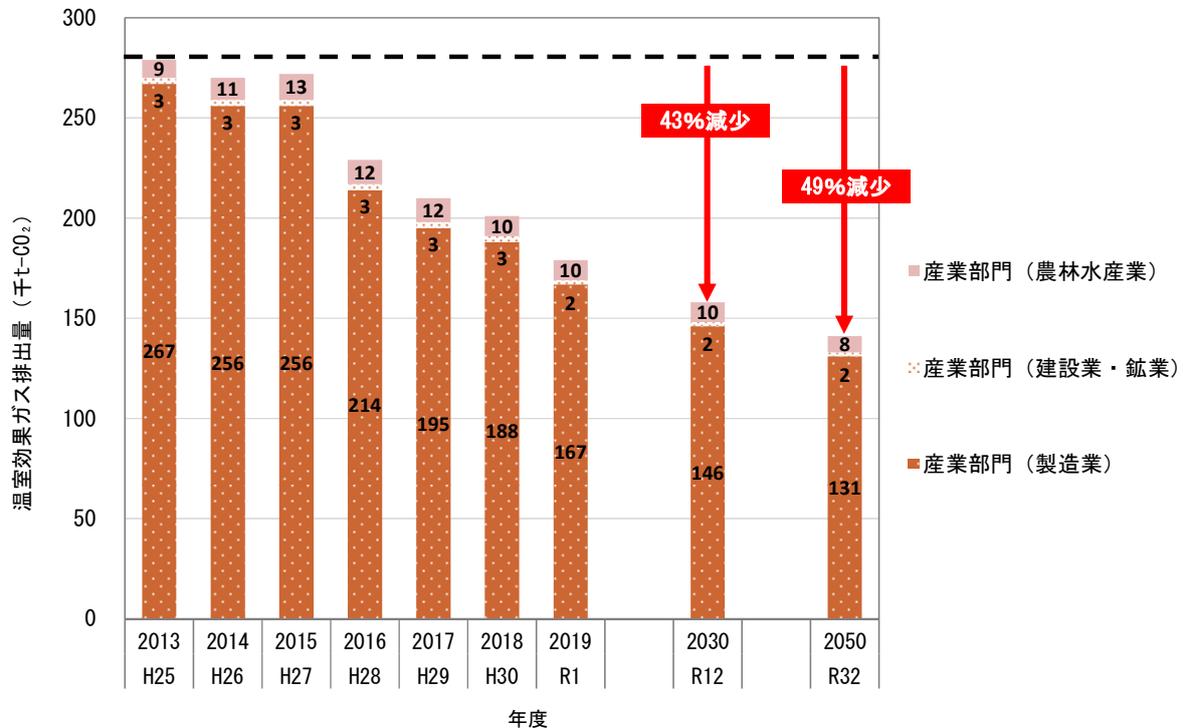


図 16 現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量の推移（千t-CO<sub>2</sub>）※産業部門のみ

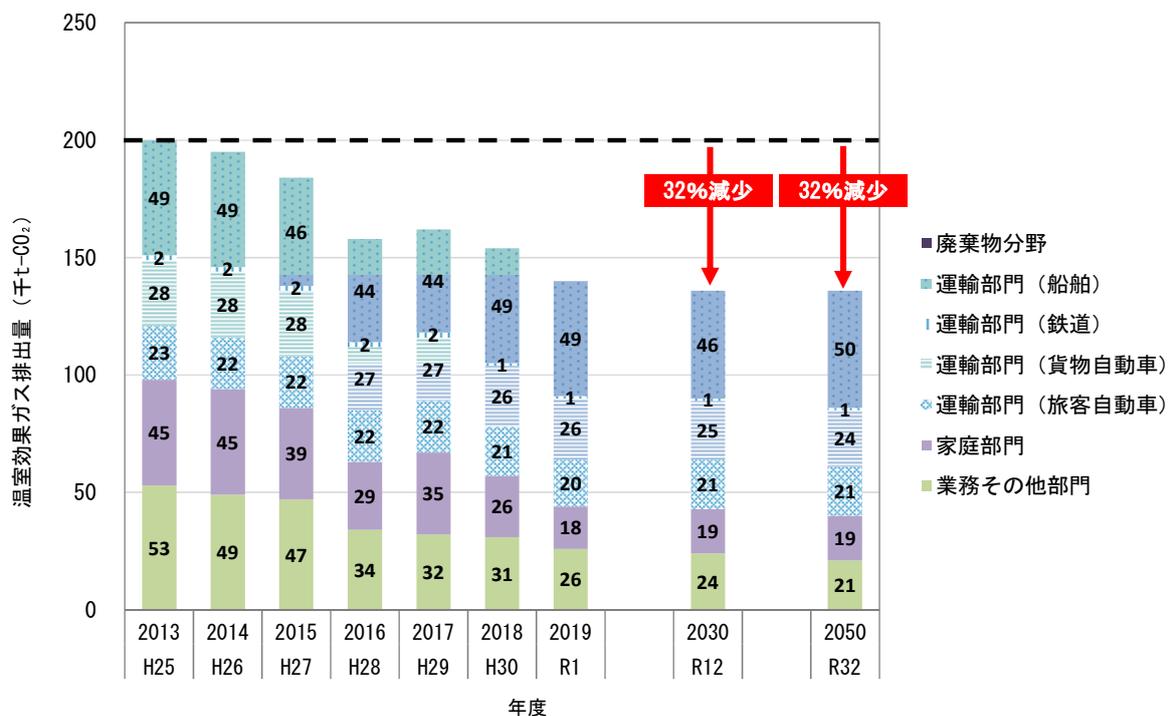


図 17 現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量の推移（千t-CO<sub>2</sub>）※産業部門を除く

部門別の温室効果ガス排出量の推移は図 18 及び図 19 に示すとおりです。

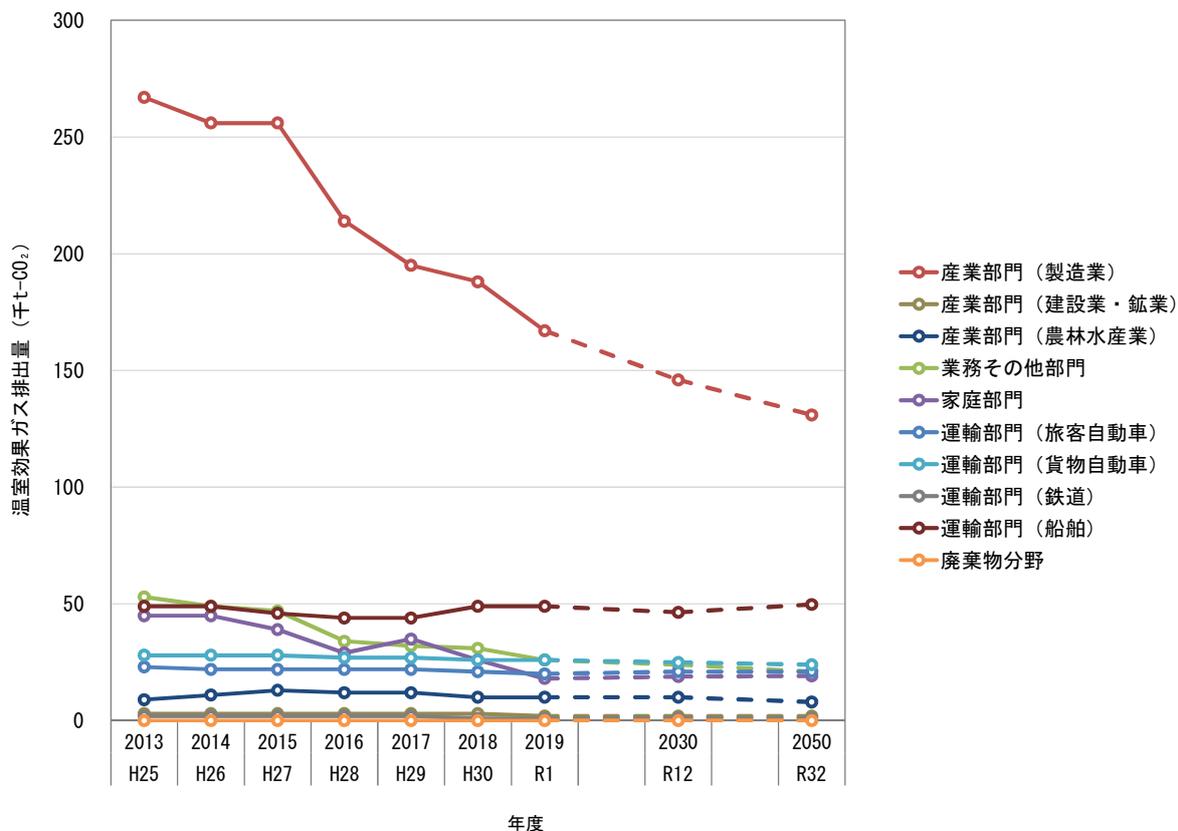


図 18 現状趨勢ケースにおける部門別の温室効果ガス排出量の推移 (千t-CO<sub>2</sub>)

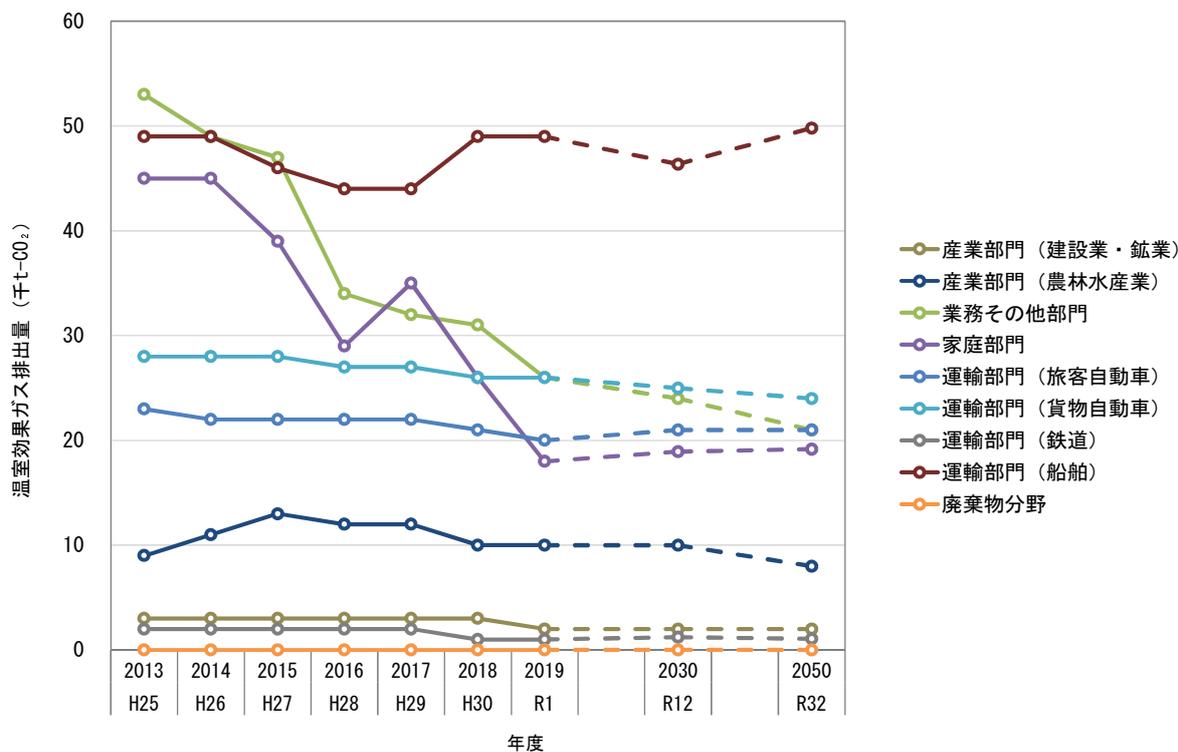


図 19 現状趨勢ケースにおける部門別の温室効果ガス排出量の推移 (千t-CO<sub>2</sub>) ※製造業を除く

## 2 削減目標の設定にあたって

### 2.1 基準年度

目標の基準年度は、パリ協定の趣旨を踏まえ、国の「地球温暖化対策計画」に即する観点から、平成 25（2013）年度とします。

### 2.2 目標設定の考え方

削減目標は以下に示す考え方のもと設定します。

- 基準年度を平成 25（2013）年度とし、計画目標を令和 12（2030）年度、長期目標を令和 32（2050）年度とし、各年度の温室効果ガス削減目標を設定します。
- エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及び一般廃棄物由来の CO<sub>2</sub> を削減対象とします。
- 削減目標の設定は市民生活や地域活動に最も身近な基礎自治体としての役割を踏まえ、業務その他部門・家庭部門・運輸部門（自動車・鉄道・船舶）及び廃棄物分野（一般廃棄物）とします。
- 産業部門は各企業がグローバルな視点で、地域を限定せず、より削減効果の高い製造拠点での生産を実施するなど、企業全体での温室効果ガスの削減に取り組んでいる状況です。そのため削減目標は設定しませんが、全体に占める温室効果ガスの排出量は大きいため、削減量の動向を注視していきます。

表 7 計画目標・長期目標の設定の考え方

当初短期目標 令和 3 年度 (2021年度)	「須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の中期目標と整合を図り、当初計画では令和 3（2021）年度を短期目標と設定していました。
計画目標 (当初中期目標) 令和 12 年度 (2030年度)	我が国の目標との整合を図り、改定版では令和 12（2030）年度を計画目標と設定します。計画目標は施策により削減が見込める数値を積上げて目標設定をします。また現状趨勢ケースを考慮し、対策を取らない場合の排出量からの削減を踏まえて設定します。
長期目標 令和 32 年度 (2050年度)	これまでの国の目標や国際動向を踏まえ、国で推奨している令和 32（2050）年度を長期目標と設定します。改定版では、カーボンニュートラルの実現に向けて、新たな目標値を設定します。

### 3 削減目標

削減目標の設定の考え方をもとに、産業部門を除く「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門（自動車・鉄道・船舶）」「廃棄物分野（一般廃棄物）」の削減目標（計画目標・長期目標）を以下のとおり定めます。

**【温室効果ガス削減目標】**

業務その他部門・家庭部門・運輸部門（自動車・鉄道・船舶）・廃棄物分野（一般廃棄物）

＜基準年度：平成25（2013）年度＞

---

【計画目標】令和12（2030）年度：（改定前）25% ⇒（改定後）**46%削減**

【長期目標】令和32（2050）年度：（改定前）80% ⇒（改定後）**実質ゼロ**

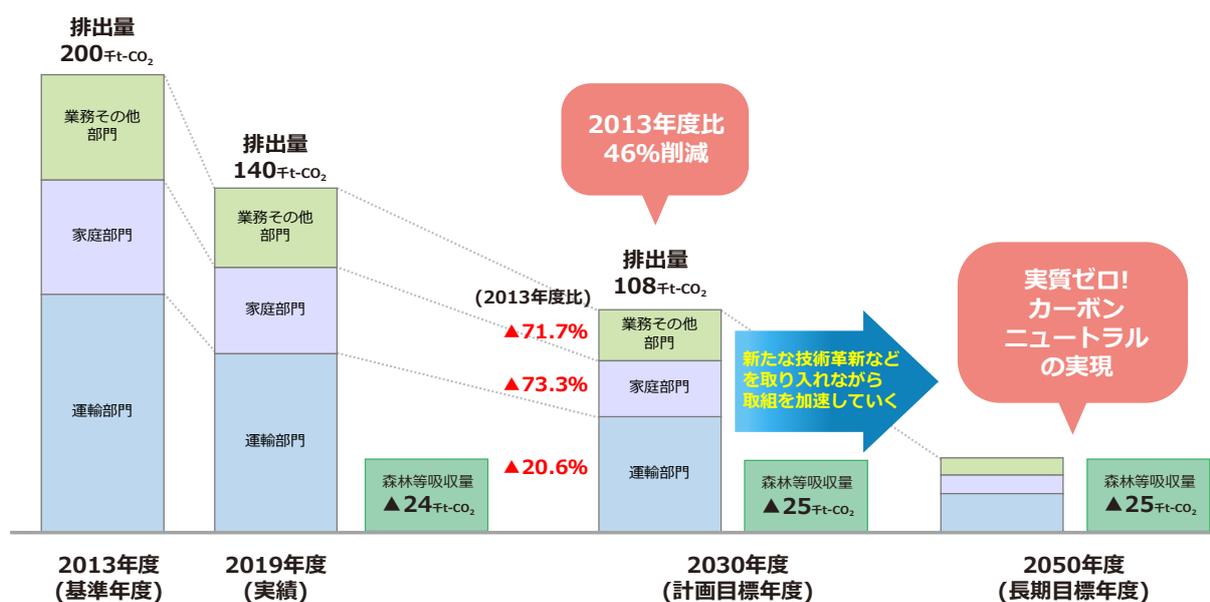


図 20 須崎市の温室効果ガス削減目標（産業部門を除く4部門・分野）

## 特定排出者（全4社）の目標は？

本市の特定排出者（全4社）の排出量は p. 14 のとおりです。

p. 23 を見ると産業部門の排出量は減少していますが、本市の実態としては、特定排出者（全4社）を含めた産業部門の排出量は増加傾向であり、その排出量も大きい状況ですが、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）により、年平均エネルギー消費原単位を年1%低減することが求められており、各社削減に取り組んでいます。

そのため、特定排出者（全4社）の温室効果ガス排出量の動向を、本計画の進捗管理において注視していきます。

### 各社が行っている主な取り組み例

化石エネルギーの  
限界までの削減

使用電力の  
カーボンフリー化

低炭素製品・材料の  
技術開発・供給拡大

CCUに係る革新的技術  
の開発・導入

#### 4 削減目標の設定の根拠

産業部門を除く4部門・分野における人口の減少等の現状趨勢<sup>※1</sup>による温室効果ガス排出量の変化及び第5章、第6章で掲げる本市の取組・重点施策等を踏まえ、各取組による計画目標年度（令和12（2030）年度）及び長期目標年度（令和32（2050）年度）の温室効果ガス削減量を設定しました。

表 8 各取組による温室効果ガス削減量・削減割合（産業部門を除く4部門・分野）

項目	基準年度 平成25年度 (2013年度)	計画目標 令和12年度 (2030年度)		長期目標 令和32年度 (2050年度)	
		BAU	施策実施後	BAU	施策実施後
温室効果ガス 排出量 (千t-CO <sub>2</sub> /年)	200	136	108	136	実質0
温室効果ガス 削減量 (千t-CO <sub>2</sub> /年)	—	—	▲28 <sup>※2</sup>	—	▲136 <small>森林等吸収源 含む</small>
削減割合	—	32%	46%	32%	100%

※1 BAU (Business As Usual) : 現状趨勢。いつも通り、普段通りという意味。

ここでは、地球温暖化対策を講じない場合を指す。

※2 令和12（2030）年度では、森林等吸収源を除く排出量46%削減を目標としている。

## 第5章 目標の実現に向けた取組

第5章では、須崎市が目指す将来像を定め、また第4章で定める温室効果ガス削減目標の達成に向け、須崎市が取り組む排出抑制施策を整理しました。



# 第5章 目標の実現に向けた取組

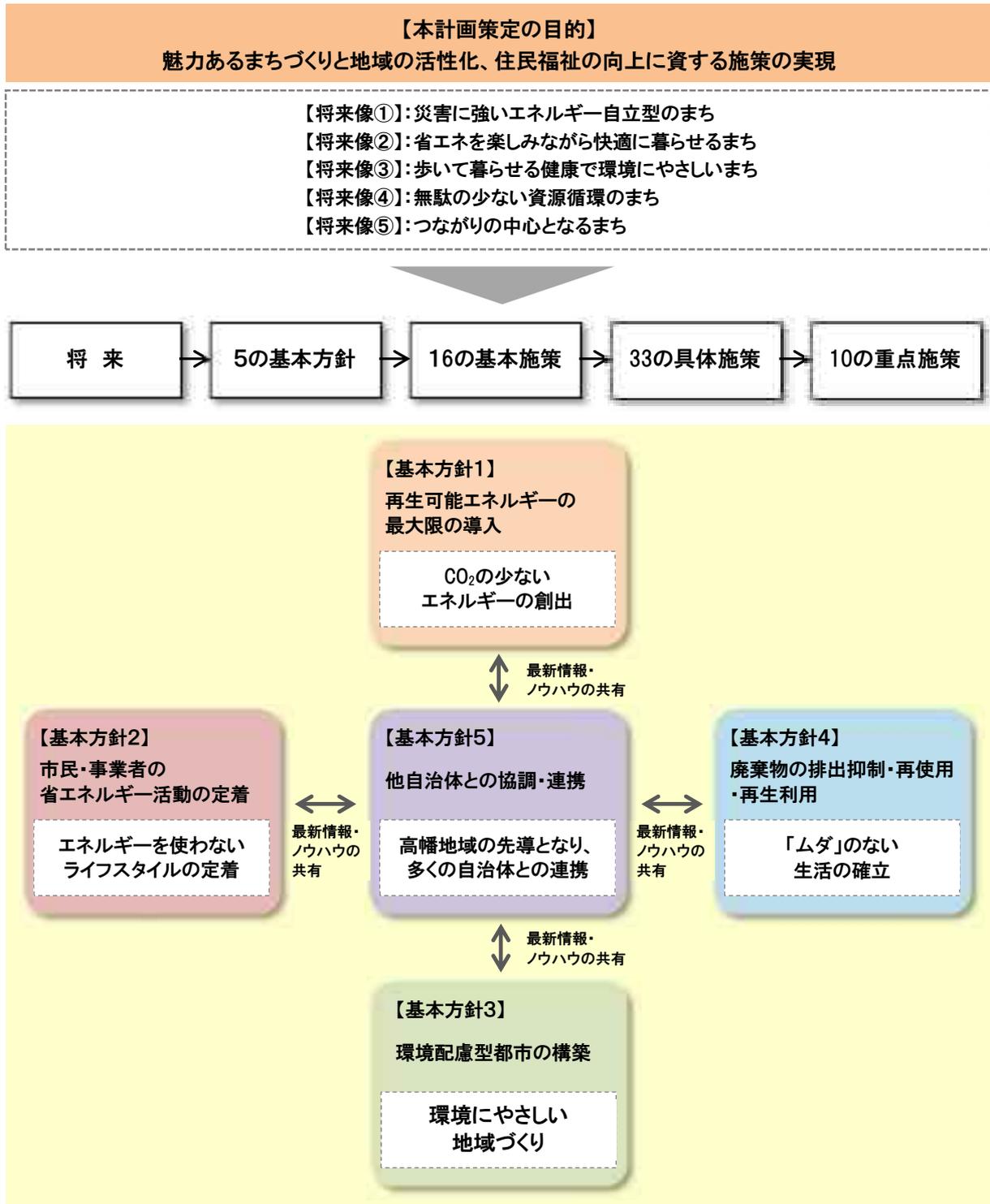
## 1 須崎市の将来像

本市の自然的・社会的な特性及び、温室効果ガス排出特性を考慮し、目指す将来像を定めます。また、将来像から温室効果ガス排出抑制施策の基本方針を設定します。

<p><b>【将来像①】</b> 災害に強いエネルギー自立型のまち</p> <p>⇒基本方針1：再生可能エネルギーの最大限の導入 (p.34)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光や地中熱、木質バイオマス等の再生可能エネルギーを最大限活用し、市内の施設設備で利用されている。</li> <li>再生可能エネルギーで発電した電力は、地域新電力等により市内の製造業や商店、家庭に供給されカーボンフリーなエネルギーを活用している。</li> <li>発電した電力を従来の電気よりも安価に供給することで、商店のランニングコストを削減し、再生が実現されている。</li> <li>住宅に太陽光発電が最大限導入されている。</li> <li>市内の木材等の資源を活用することで産業が活性化している。</li> <li>災害時の非常用電源として再生可能エネルギーを活用し、津波等災害時にもエネルギーの自立した地域が実現できている。</li> </ul>
<p><b>【将来像②】</b> 省エネを楽しみながら快適に暮らせるまち</p> <p>⇒基本方針2：市民・事業者の省エネ活動の定着 (p.37)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖な気候を最大限に活用し、暖房を最小限とした住宅、オフィスで生活している。</li> <li>新築住宅は高断熱住宅等の省エネルギー住宅であり、更にゼロエネルギー住宅となっている。</li> <li>事業者の所有する設備が高効率設備、機器となっている。</li> <li>多くの市民が環境問題に高い意識・関心を持ち積極的に取組に協力している。</li> </ul>
<p><b>【将来像③】</b> 歩いて暮らせる健康で環境にやさしいまち</p> <p>⇒基本方針3：環境配慮型都市の構築 (p.40)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内のバス、鉄道等の公共交通のサービスが維持、向上され、自動車を中心とした生活からライフスタイルを変化させている。</li> <li>都市機能を集約し、自動車に頼らず用事を済ませている。</li> <li>歩く機会が増えることで、健康増進が実現されている。</li> <li>業務中心地区や工業団地等におけるGEMSや地域熱供給が促進され、スマートコミュニティが構築されている。</li> <li>CO<sub>2</sub>吸収源となる森林が適切に管理され、緑あふれるまちとなっている。</li> </ul>
<p><b>【将来像④】</b> 無駄の少ない資源循環のまち</p> <p>⇒基本方針4：廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用 (p.42)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各家庭や事務所の廃棄物の排出量が大きく減少し、分別が徹底されることでリサイクルが進められている。</li> <li>施設園芸から発生する廃棄物が大幅に減量化され、環境配慮型の農業が進められている。</li> </ul>
<p><b>【将来像⑤】</b> つながりの中心となるまち</p> <p>⇒基本方針5：他自治体との協調・連携 (p.44)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然的社会的特性が類似する自治体と適切な交流が図られ、温暖化に関する知見の共有、共同事業が実施されている。</li> <li>須崎市で生産されたエネルギーが交流のある都市部の自治体へ供給されるなど須崎のエネルギーが全国で利用されている。</li> </ul>

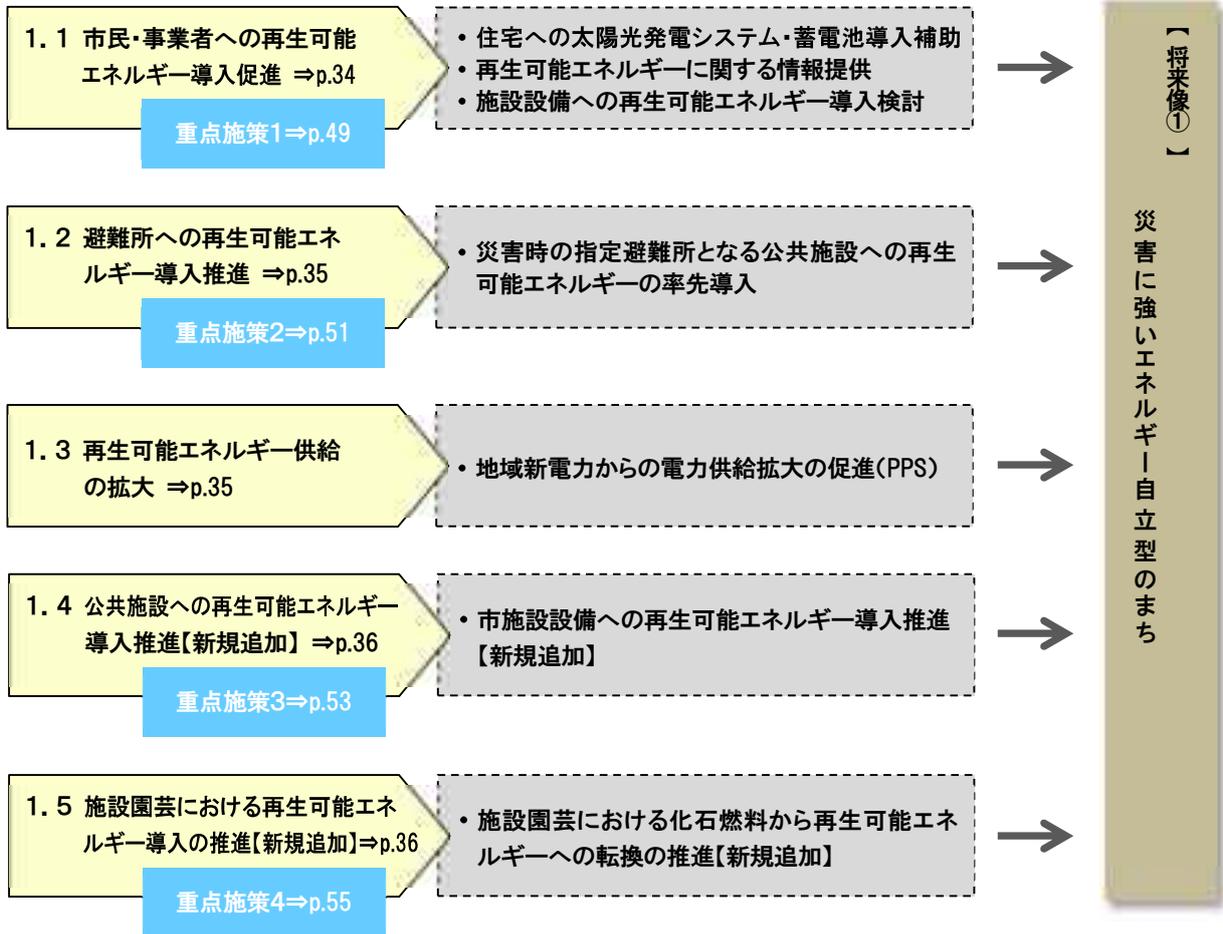
## 2 取組の考え方

本市が実施する温室効果ガス削減の取組を5つの基本方針に基づき定めます。また、環境省「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」や高知県内の他自治体の取組を参照しつつ、本市ですでに取り組みされている施策等との整合を図りながら基本施策及び具体施策を定めます。さらに、市域全体の温室効果ガス削減を目指し、特に重点的に取り組む施策を重点施策として整理します。今回の改定に当たり、2つの基本施策と4つの具体施策を追加しました。

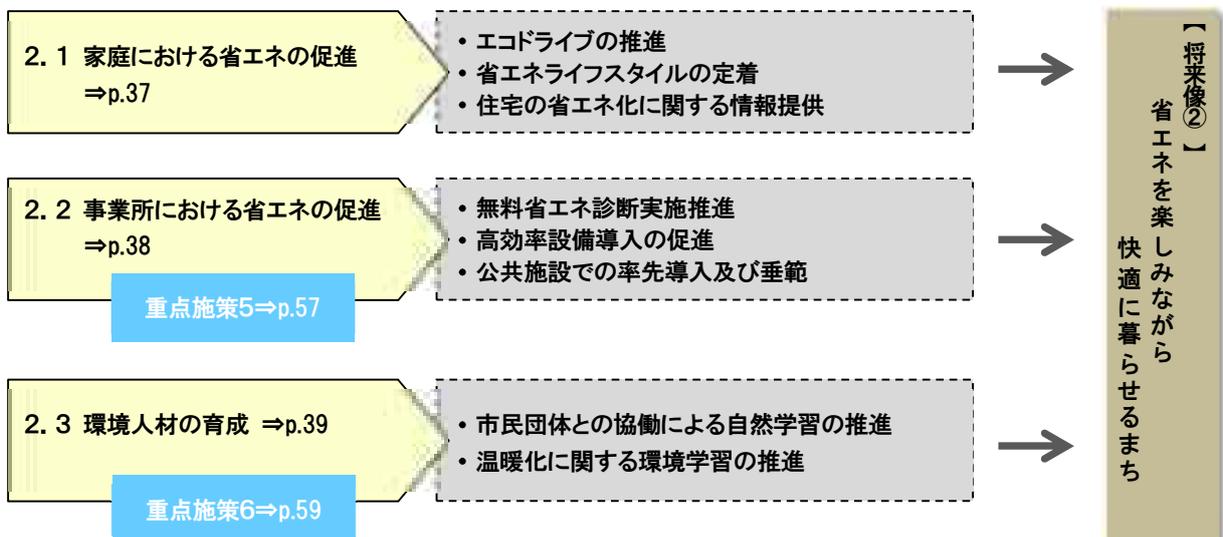


### 3 取組の体系

#### 基本方針1：再生可能エネルギーの最大限の導入



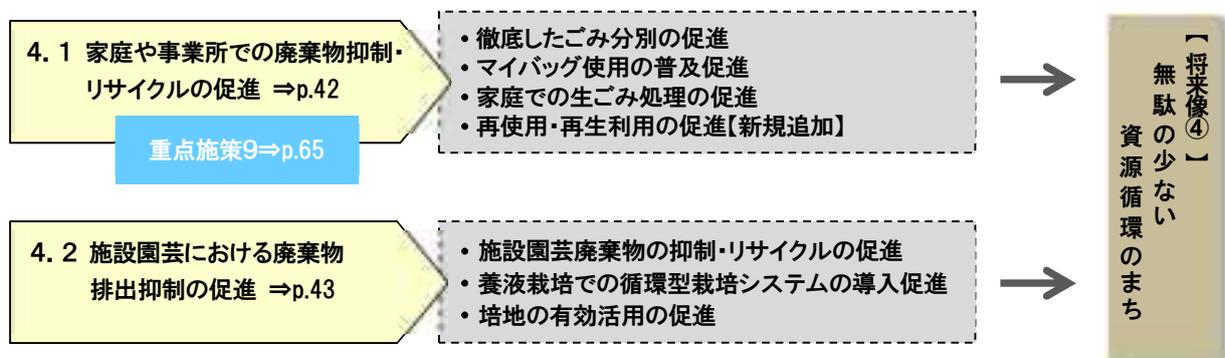
#### 基本方針2：市民・事業者の省エネルギー活動の定着



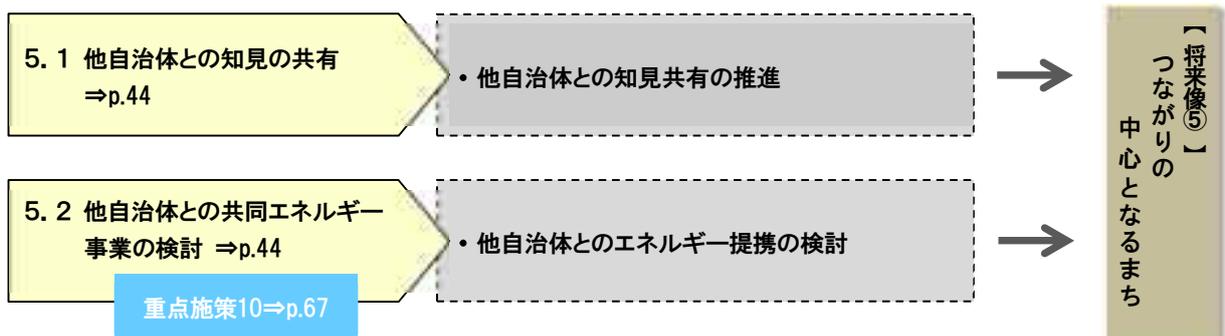
### 基本方針3：環境配慮型都市の構築



### 基本方針4：廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用



### 基本方針5：他自治体との協調・連携



#### 4 それぞれの役割

温室効果ガス削減目標を達成し、脱炭素で地球にやさしいまちを実現するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、自ら率先して行動するとともに、相互に連携・協力して取り組みます。

##### (1) 市民の役割

- 地球温暖化の取り組みの最小単位は市民一人ひとりであるため、市民一人ひとりが家庭や日常生活のエネルギー消費や温室効果ガス排出の状況を正しく把握し、それぞれのライフスタイルにあった省資源・省エネルギー行動を実践します。
- 地域や市民団体等が行う地球温暖化防止活動に積極的に参加します。
- ゼロカーボンアクション 30 に取り組みます。

##### (2) 事業者の役割

- 事業者は、事業活動が地球環境や社会に及ぼす影響を十分認識した上で、CSR（企業の社会的責任）を意識した環境配慮行動に努めます。
- 各事業者が事業におけるエネルギー使用状況の把握、分析に努め、事業コスト及びエネルギー消費の削減を通して競争力を磨き、産業の振興を図りつつ、温室効果ガス排出量の削減を目指します。
- 製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄等の事業活動全ての過程を通じて、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

##### (3) 行政の役割

- 市民や事業者が、地球温暖化防止の取組を進めるために必要な仕組みや環境づくりを行うとともに、地球温暖化問題に関する意識啓発や各種支援制度などの情報提供を通じて、地球温暖化対策を推進します。
- 本市の自然的・社会的特性を踏まえ、地域特性を活かした効果的な取組を関係機関や各主体と連携・協力して進めます。
- 地域の一事業者としての立場から、率先して環境負荷の低減に努めます。

<p><b>エネルギーを節約・削減しよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 節電</li> <li>2 節水</li> <li>3 節油</li> <li>4 節ガス</li> <li>5 節紙</li> <li>6 節資源</li> <li>7 節食料</li> <li>8 節衣料</li> <li>9 節家具</li> <li>10 節電器</li> <li>11 節自動車</li> <li>12 節飛行機</li> <li>13 節海外旅行</li> <li>14 節海外出張</li> <li>15 節海外出張の回数</li> <li>16 節海外出張の距離</li> <li>17 節海外出張の回数</li> <li>18 節海外出張の距離</li> <li>19 節海外出張の回数</li> <li>20 節海外出張の距離</li> </ol>	<p><b>エネルギーを削減しよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 節電</li> <li>2 節水</li> <li>3 節油</li> <li>4 節ガス</li> <li>5 節紙</li> <li>6 節資源</li> <li>7 節食料</li> <li>8 節衣料</li> <li>9 節家具</li> <li>10 節電器</li> <li>11 節自動車</li> <li>12 節飛行機</li> <li>13 節海外旅行</li> <li>14 節海外出張</li> <li>15 節海外出張の回数</li> <li>16 節海外出張の距離</li> <li>17 節海外出張の回数</li> <li>18 節海外出張の距離</li> <li>19 節海外出張の回数</li> <li>20 節海外出張の距離</li> </ol>	<p><b>CO2が出ない生活をしよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自転車</li> <li>2 徒歩</li> <li>3 電車で通勤</li> <li>4 電車で通学</li> <li>5 電車で通園</li> <li>6 電車で通塾</li> <li>7 電車で通院</li> <li>8 電車で通社</li> <li>9 電車で通学</li> <li>10 電車で通園</li> <li>11 電車で通塾</li> <li>12 電車で通院</li> <li>13 電車で通社</li> <li>14 電車で通学</li> <li>15 電車で通園</li> <li>16 電車で通塾</li> <li>17 電車で通院</li> <li>18 電車で通社</li> <li>19 電車で通学</li> <li>20 電車で通園</li> </ol>	<p><b>CO2が出ない生活をしよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 節電</li> <li>2 節水</li> <li>3 節油</li> <li>4 節ガス</li> <li>5 節紙</li> <li>6 節資源</li> <li>7 節食料</li> <li>8 節衣料</li> <li>9 節家具</li> <li>10 節電器</li> <li>11 節自動車</li> <li>12 節飛行機</li> <li>13 節海外旅行</li> <li>14 節海外出張</li> <li>15 節海外出張の回数</li> <li>16 節海外出張の距離</li> <li>17 節海外出張の回数</li> <li>18 節海外出張の距離</li> <li>19 節海外出張の回数</li> <li>20 節海外出張の距離</li> </ol>
<p><b>CO2が出ない生活をしよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 節電</li> <li>2 節水</li> <li>3 節油</li> <li>4 節ガス</li> <li>5 節紙</li> <li>6 節資源</li> <li>7 節食料</li> <li>8 節衣料</li> <li>9 節家具</li> <li>10 節電器</li> <li>11 節自動車</li> <li>12 節飛行機</li> <li>13 節海外旅行</li> <li>14 節海外出張</li> <li>15 節海外出張の回数</li> <li>16 節海外出張の距離</li> <li>17 節海外出張の回数</li> <li>18 節海外出張の距離</li> <li>19 節海外出張の回数</li> <li>20 節海外出張の距離</li> </ol>	<p><b>CO2が出ない生活をしよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 節電</li> <li>2 節水</li> <li>3 節油</li> <li>4 節ガス</li> <li>5 節紙</li> <li>6 節資源</li> <li>7 節食料</li> <li>8 節衣料</li> <li>9 節家具</li> <li>10 節電器</li> <li>11 節自動車</li> <li>12 節飛行機</li> <li>13 節海外旅行</li> <li>14 節海外出張</li> <li>15 節海外出張の回数</li> <li>16 節海外出張の距離</li> <li>17 節海外出張の回数</li> <li>18 節海外出張の距離</li> <li>19 節海外出張の回数</li> <li>20 節海外出張の距離</li> </ol>	<p><b>CO2が出ない生活をしよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 節電</li> <li>2 節水</li> <li>3 節油</li> <li>4 節ガス</li> <li>5 節紙</li> <li>6 節資源</li> <li>7 節食料</li> <li>8 節衣料</li> <li>9 節家具</li> <li>10 節電器</li> <li>11 節自動車</li> <li>12 節飛行機</li> <li>13 節海外旅行</li> <li>14 節海外出張</li> <li>15 節海外出張の回数</li> <li>16 節海外出張の距離</li> <li>17 節海外出張の回数</li> <li>18 節海外出張の距離</li> <li>19 節海外出張の回数</li> <li>20 節海外出張の距離</li> </ol>	<p><b>CO2が出ない生活をしよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 節電</li> <li>2 節水</li> <li>3 節油</li> <li>4 節ガス</li> <li>5 節紙</li> <li>6 節資源</li> <li>7 節食料</li> <li>8 節衣料</li> <li>9 節家具</li> <li>10 節電器</li> <li>11 節自動車</li> <li>12 節飛行機</li> <li>13 節海外旅行</li> <li>14 節海外出張</li> <li>15 節海外出張の回数</li> <li>16 節海外出張の距離</li> <li>17 節海外出張の回数</li> <li>18 節海外出張の距離</li> <li>19 節海外出張の回数</li> <li>20 節海外出張の距離</li> </ol>

出典：環境省ウェブサイト

図 21 「ゼロカーボンアクション30」アクションリスト

## 5 取組の展開

### 基本方針1：再生可能エネルギーの最大限の導入

#### 【基本施策 1.1】 市民・事業者への再生可能エネルギー導入促進

重点施策1⇒p.49

(豊富な賦存量を持つ地中熱等の活用を追加します。)

住宅への太陽光発電や蓄電池の導入支援や、施設設備への太陽光、地中熱、木質バイオマスの活用方法を検討し、市域の再生可能エネルギー導入量を拡大します。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 本市に豊富な賦存量を持つ太陽光や地中熱、木質バイオマス等による再生可能エネルギーを活用し、市内各地に導入することでエネルギー自立型のまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○住宅への太陽光発電システム・蓄電池導入補助	クリーンエネルギーの普及を図り、地球環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置費を対象に補助します。
○再生可能エネルギーに関する情報提供	市民や事業者に向けて、再生可能エネルギー導入のための国や県の助成制度等の情報を広報さきや市のホームページ等に掲載し提供します。
○施設設備への再生可能エネルギー導入検討	長期的な視点を持ち、施設設備への太陽光発電や小水力発電、地中熱利用等の再生可能エネルギー導入の普及方法を検討します。

### 【基本施策 1.2】避難所への再生可能エネルギー導入推進

甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えて、避難所へ再生可能エネルギーを率先して導入します。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 南海トラフ巨大地震等の災害時にも避難所等で自立したエネルギーを利用できるまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○災害時の指定避難所となる

公共施設への再生可能エネルギー率先導入

災害時の指定避難所となる公共施設に太陽光発電設備や蓄電池等を導入し、非常用電源の普及拡大を推進します。

### 【基本施策 1.3】再生可能エネルギー供給の拡大

(地域新電力の設立検討から電力供給拡大の促進に修正します。)

本市での再生可能エネルギーの利用をより一層普及するために、設立した地域新電力からの電力供給の拡大を促進します。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 本市内の各地で発電した再生可能エネルギーによる電力を市内の施設や住宅で利用することでエネルギーの自立の基盤となるまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

●地域新電力からの電力供給拡大の促進 (PPS)

令和2年設立の地域新電力「高知ニューエナジー株式会社」からの再生可能エネルギー供給の拡大を促進します。

### 【基本施策 1.4】 公共施設への再生可能エネルギー導入推進

(新たな基本施策として追加します。)

公共施設や遊休市有地を活用し、自家消費型の太陽光発電等を導入します。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 市施設で発電した再生可能エネルギーによる電力を利用することでエネルギーの自立の基盤となるまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

##### ●市施設設備への再生可能エネルギー導入推進

本庁舎、総合保健福祉センターに自家消費できる太陽光発電を導入します。また、遊休市有地や他の公共施設への太陽光発電等の導入を検討します。

### 【基本施策 1.5】 施設園芸における再生可能エネルギー導入の推進

(新たな基本施策として追加します。)

施設園芸における化石燃料の使用量を削減するために、豊富な賦存量を持つ太陽光や地中熱による再生可能エネルギーを活用します。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 市内豊富な賦存量を持つ太陽光や地中熱による再生可能エネルギーを活用し、施設園芸における脱炭素化を目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

##### ●施設園芸における化石燃料から再生可能エネルギーへの転換の推進

市の主要産業であるミョウガ等施設園芸において、太陽光発電や地中熱利用といった再生可能エネルギーの導入を進める支援を行います。

## 基本方針2：市民・事業者の省エネルギー活動の定着

### 【基本施策 2.1】家庭における省エネの促進

啓発イベントや啓発ポスター等により市民・事業者の省エネに対する意識を高め、家庭における省エネを促進します。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 主な交通手段である自動車のエコドライブの実践や、温暖な気候を活かした空調の適切な利用、築年数の経過した住宅の省エネ化等により、家庭内で楽しみながら省エネを実践できるまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○エコドライブの推進	エコドライブ啓発イベントの実施や、啓発ポスターを掲示し、エコドライブを推進します。
○省エネライフスタイルの定着	家電製品の使い方等の工夫によりエネルギー消費量を抑えることができます。省エネライフスタイルの定着に向けて、各種啓発イベントの実施や、啓発ポスターの掲示等により推進します。
○住宅の省エネ化に関する情報提供	高断熱住宅や省エネ改修等に関する導入の効果や、国や県の助成等についての情報をを広報すさきや市のホームページ等に掲載し提供します。

## 【基本施策 2.2】 事業所における省エネの促進

無料省エネ診断の実施等を通じて事業所の省エネ化を支援します。また、市役所事務事業で高効率設備等<sup>※1</sup>を率先して導入することで地域の模範となるように努めます。

### ■ 将来像実現への寄与

- 補助制度を活用した高効率設備導入などにより事業所での省エネ化を効率的に進め、負担を感じることなく省エネを実施できるまちを目指します。

### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○無料省エネ診断実施推進	建築物や設備の省エネ化には専門的な知識を有し、また設備全体を考慮した取り組みが必要となります。国等が行う省エネ改修の補助制度や一般財団法人省エネルギーセンターが行う無料省エネ診断等の活用を推進します。
○高効率設備導入の促進	LED照明や高効率空調等、より高効率な設備に関する導入効果や国や県の助成制度等の情報提供を行うなど、事業所への導入を推進します。
○公共施設での率先導入及び垂範	空調や照明の高効率設備の導入やエネルギーの見える化、次世代自動車 <sup>※2</sup> の導入等の省エネに貢献する取組を率先的に実施し、地域の事業者の模範となるよう努めます。

※1：高効率設備として環境省指定先進的高効率設備機器を導入します。

※2：本市ではCEV補助金の対象自動車を基本とし、電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車を次世代自動車とします。

### 【基本施策 2.3】環境人材の育成

小中学生を対象にした自然学習や市民を対象とした温暖化に関する研修会等を開催し、市民の環境問題に対する意識、関心を高めます。

#### ■ 将来像実現への寄与

- ニホンカワウソの生息が確認された新莊川などの美しい自然で環境への関心を高めつつ、温暖化問題にも積極的に取り組む人材を育成し、自ら省エネを実践できるまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○市民団体との協働による自然学習の推進	市内のNPOと協働し、「すさき野外博物館」など小中学生を対象とした生き物観察会等の自然学習の実施により、小中学生の環境への意識、関心の向上を図ります。
○温暖化に関する環境学習の推進	市民向けの温暖化に関する研修会等を開催し、市民の温暖化に対する意識、関心の向上を図ります。



## 基本方針3：環境配慮型都市の構築

### 【基本施策 3.1】 徒歩・自転車・公共交通の利用促進

公共交通サービスの維持や、徒歩や自転車移動を推奨することで自動車利用の低減に努めます。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 自動車での移動を減らすことで、自ら歩く、自転車に乗るなど環境に配慮しつつも運動をすることで健康を増進できるまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○公共交通サービスの維持	現状の公共交通サービスの維持・向上について検討し、公共交通の利用機会の維持に努めます。
○徒歩や自転車での通勤・通学の促進	近距離の通勤・通学の場合の徒歩や自転車での移動を推奨し、自動車利用の低減を促進します。

### 【基本施策 3.2】 都市機能の適正化

(都市機能の集積について、令和2年度策定の須崎市立地適正化計画と整合をとるため、一部修正しています。)

南海トラフ巨大地震による津波等に配慮した施設設備の移転等と合わせ都市機能の集積を推進し、移動等で環境負荷の小さい都市となるよう適正化を図ります。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 南海トラフ巨大地震に備えつつ、施設等を最適に配置することで自動車の移動等を減らし、災害にも環境にも配慮したまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○都市機能の集積	既存の都市機能や、鉄道等の交通網を維持・活用しながら、更なる都市機能を集約拠点に誘導します。
○施設設備移転の検討	南海トラフ巨大地震等の地震や津波の被害を最小限にするために、病院等の生活サービス等の施設設備を高台移転し、最適化することを検討します。

### 【基本施策 3.3】地域のエネルギーマネジメントの推進

地域熱供給や公共施設へのエネルギーマネジメントシステム構築を長期的な視点で検討し、地域のエネルギーマネジメントを推進します。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 公共施設間のエネルギー利用の最適化などによりエネルギーを有効に広く利用できる先進的なまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○地域熱供給の検討	長期的な視点に立ち、施設園芸や公共施設等への地域熱供給を検討します。
○公共施設へのエネルギーマネジメントシステムの導入推進	公共施設へエネルギーマネジメントシステムを導入し、複数施設での電力需給調整等のエネルギーマネジメントの実施と、これによりCEMS <sup>※1</sup> の構築を検討します。

※1：CEMS(Community Energy Management System)とは、ある域内のエネルギーの需要側と供給側を統合的に管理し、エネルギー利用の効率化を図る仕組みです。

### 【基本施策 3.4】森林等の吸収源対策の促進

(市域のブルーカーボンの機能を考慮し、海洋資源の取り組みについて追加します。)

本市は豊富な森林資源や、沿岸にはガラモ場や干潟を有しています。CO<sub>2</sub>吸収源となる森林や海洋資源の適正な管理を施すことでCO<sub>2</sub>吸収機能の維持・向上につながります。適正な間伐や藻場育成、林業や漁業に携わる人材育成を行い、機能の維持・向上に努めます。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 豊富な森林資源や海洋資源を適切に育成・管理し、優良な資源を有効活用でき、かつCO<sub>2</sub>吸収を増進できる環境配慮型のまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○間伐等の促進（グリーンカーボンの吸収源対策）	作業道の延伸等による森林の適正な間伐・再造林を促進し、森林によるCO <sub>2</sub> 吸収量の維持・増加を促進します。
●藻場育成の促進（ブルーカーボンの吸収源対策）	藻場を適正に整備・育成することで、CO <sub>2</sub> 吸収量の維持・増加を促進します。
○人材育成の促進	森林整備や藻場育成等を担う人材の育成を促進します。

## 基本方針4：廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用

重点施策9⇒p.65

### 【基本施策 4.1】家庭や事業所での廃棄物抑制・リサイクルの促進

ごみ分別方法の周知徹底を図り、ごみの分別を推進します。またマイバッグの持参やコンポスター等の導入により家庭から排出されるごみの減量化を図ります。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 分別の徹底等によりごみ排出量の減量化やリサイクルにより有効活用できるまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○徹底したごみ分別の促進	啓発イベントの実施や啓発ポスターの掲示により、ごみの分別回収の周知徹底を促進します。また、将来における分別区分の細分化に適応できるシステムを検討します。
○マイバック使用の普及促進	レジ袋の使用を抑制するために、啓発イベントの実施や啓発ポスターの掲示により、レジ買い物時のマイバッグの持参を促進します。
○家庭での生ごみ処理の促進	家庭から出る生ごみの減量化を促進するために、電動生ごみ処理機や生ごみ処理容器（コンポスター）の購入費の一部を補助します。
●再使用・再生利用の促進	家庭や事業所から出るごみのリサイクルを促進するために、ごみの分別が再利用の促進につながることの啓発や、再利用につながるごみ処理方法の検討をします。

## 【基本施策 4.2】 施設園芸における廃棄物排出抑制の促進

施設園芸から発生する廃棄物のリサイクル、有効活用を検討・支援し、施設園芸の廃棄物の減量化を図ります。

### ■ 将来像実現への寄与

- 本市の主な農作物であるミョウガ等を栽培する施設園芸による廃棄物の減量化や有効活用することで無駄を出さないまちを目指します。

### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○施設園芸廃棄物の抑制、 リサイクルの促進	レンタルハウスの整備や中古ハウスの改修により、新規営農者や規模拡大の支援をすると同時に、ハウスの廃棄物減量化を促進します。
○養液栽培での循環型栽培 システムの促進	ミョウガ等の養液栽培時に使用する肥料の再利用化を推進し、循環型栽培システムの導入を促進します。
○培地の有効活用の促進	年間数千トン発生するミョウガ等の培地の有効活用方法を検討・支援し、廃棄物の減量化を促進します。



## 基本方針5：他自治体との協調・連携

### 【基本施策 5.1】他自治体との知見の共有

(県内及び友好都市間の枠にとらわれず、知見を共有することとし、一部修正します。)

他の自治体と地球温暖化対策に関する情報交換、知見の共有を行い、本市の温暖化対策の参照とします。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 他の自治体と温暖化に関し、積極的に交流を図り、情報を共有するだけでなく、他地域を牽引するまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○他自治体との知見共有の推進

本市の取組の参考とするために、他自治体と地球温暖化対策に関する知見の共有等を推進します。

重点施策10⇒p.67

### 【基本施策 5.2】他自治体との共同エネルギー事業の検討

県内・県外の自治体とエネルギーのやりとりを行い効果的な再生可能エネルギー利用を検討します。

#### ■ 将来像実現への寄与

- 都市部を中心とした県内外の他自治体とエネルギー事業を実施することでエネルギー供給・利用の面でもつながるまちを目指します。

#### ■ 具体施策【●新規 ○継続】

○他自治体とのエネルギー提携の検討

県内・県外の他自治体とのエネルギーの供給・提供等により、再生可能エネルギーの効果的な利用拡大を検討し、「脱炭素先行地域」への選定に向けた取り組みを進めます。

## 第6章 温暖化対策をさらに進めるために

第6章では、第5章で挙げた具体施策から、温室効果ガス削減目標達成に向け特に重点的に取り組むべき施策を抽出し、重点施策として整理しています。



## 第6章 温暖化対策をさらに進めるために

---

### 1 重点施策の位置づけとねらい

本市の温室効果ガス排出特性や基礎調査等で把握した課題を踏まえ、削減目標の達成に向け、特に重点的に取り組むべき施策を、前項までで整理した施策から抽出し、重点施策として位置づけます。

また、重点施策は各取組に対して進捗管理指標を定め、さらにその効果を温室効果ガス削減量として示します。そのため、重点施策に取り組むことでその効果を視覚化でき、各取組主体の意識の向上をねらいとします。

### 2 重点施策の選定ポイント

重点施策の選定にあたって、以下に示すポイントで実施しました。

- 本市の温室効果ガスの排出特性や中長期的な視点なども踏まえて、本市の温室効果ガス排出抑制施策として必要性、重要性の高いもの
- 高幡地域の脱炭素化をリードしていく先導的・中心的な役割を果たすもの
- 長期的な観点から、施策の効果を今後飛躍的に伸ばしていく土台作りとなるもの
- 施策の方向性や漠然とした分野を示すものではなく、具体的にイメージできるもの

### 3 重点施策

前述の選定のポイントを踏まえ、重点施策を整理しました。

表 9 重点施策一覧

No.	重点施策	ねらい・概要	排出部門				
			産業	業務 その他	家庭	運輸	廃棄 物
重点 施策 1	市民・事業者への 再生可能エネルギー 導入促進  【基本方針 1】	住宅や事業所に太陽光発電 や木質バイオマス等の再生 可能エネルギーが導入され ることで、排出係数の大きい 電力からの脱却、化石燃料使 用量の削減を図ります。	○	○	○		
重点 施策 2	避難所への 再生可能エネルギー 導入推進  【基本方針 1】	南海トラフ巨大地震等の災 害による被害が予想される 本市では、避難所での非常用 電源の確保は重要な課題で す。自立可能な再生可能エネ ルギーを避難所に導入する ことで、環境面と防災面の両 面から貢献します。		○			
重点 施策 3	公共施設への 再生可能エネルギー 導入推進  【基本方針 1】	公共施設や遊休市有地を活 用して、発電した再生可能エ ネルギーによる電力を利用 することで、エネルギーの自 立の基盤となるまちを目指 します。		○			
重点 施策 4	施設園芸における 再生可能エネルギー 導入の推進  【基本方針 1】	ミョウガ等の施設園芸に太 陽光発電や地中熱利用等の 再生可能エネルギーが導入 されることで、排出係数の大 きい電力からの脱却、化石燃 料使用量の削減を図ります。	○				
重点 施策 5	事業所における 省エネの促進  【基本方針 2】	高効率設備の事業所への導 入を促進します。また、公共 施設への高効率設備の率先 導入を図り、地域の模範とな るように努めます。	○	○		○	

表 9 重点施策一覧（つづき）

No.	重点施策	ねらい・概要	排出部門				
			産業	業務 その他	家庭	運輸	廃棄 物
重点 施策 6	環境人材の育成 【基本方針 2】	市民を対象とした温暖化に関する研修会等を開催することで、温暖化問題にも積極的に取り組む人材を育成し、自ら省エネを実践できるまちを目指します。			○		
重点 施策 7	地域のエネルギーマネジメントの推進 【基本方針 3】	地域熱供給や公共施設のエネルギーマネジメントを図り、地域全体でのエネルギー使用の効率化を図ります。	○	○			
重点 施策 8	森林等の吸収源対策の促進 【基本方針 3】	CO <sub>2</sub> 吸収源となる森林や海洋資源の適正な管理を施すことで、優良な資源を有効活用でき、かつCO <sub>2</sub> 吸収を増進できる環境配慮型のまちを目指します。	○	○	○	○	○
重点 施策 9	家庭や事業所での廃棄物抑制・リサイクルの促進 【基本方針 4】	ごみ分別方法の周知徹底を図り、ごみの分別を推進します。またマイバッグの持参やコンポスター等の導入により家庭から排出されるごみの減量化を図ります。		○	○		○
重点 施策 10	他自治体との共同エネルギー事業の検討 【基本方針 5】	他の自治体と温暖化に関し、積極的に交流を図り、情報を共有するだけでなく、他地域を牽引するまちを目指します。	○	○			

## 4 重点施策の展開

### 基本方針1

### 重点施策1：市民・事業者への再生可能エネルギー導入促進

#### (1) 取組のねらい

東日本大震災以降のエネルギー源の多様化、分散化の動きや平成 24（2012）年より開始された再生可能エネルギー固定価格買取制度を契機として再生可能エネルギーの導入に向けた動きが活発になっています。

本市は太陽光や地中熱の利用可能量が大きいことから、太陽光発電システムや地中熱利用システム等による再生可能エネルギーを活用した発電や熱利用の導入を促進します。

家庭に対しては太陽光発電システムや蓄電池の初期投資負担が普及拡大の妨げの要因と考えられるため、当面は現在の補助制度を継続するとともに、蓄電池の導入も補助対象とします。また、再生可能エネルギーの導入に関する国や県等の助成制度等を広く情報提供することで、適切な再生可能エネルギーの導入を推進します。

さらに、本市の施設設備についても、再生可能エネルギーの導入に関して環境・経済・社会的なメリット等を考慮しつつ長期的な視点で導入を検討します。

#### (2) 取組の概要



図 22 重点施策1の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用太陽光発電システム設置費補助金を継続し、蓄電池への補助金を新たに追加します。また、再生可能エネルギーに関する情報を提供します。</li> <li>施設設備への再生可能エネルギー導入を検討、推進します。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助制度を活用するなどし、住宅屋根への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助制度を活用するなどし、工場屋根や敷地等への太陽光発電等の再生可能エネルギーの設置を検討します。</li> <li>施設設備への再生可能エネルギー導入に関して、行政と協働しつつ導入を検討します。</li> </ul>

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
住宅用太陽光発電システム導入戸数	戸	—	337 (0.86 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )	736 (1.87 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )	1,244 (3.16 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )
事業者の再生可能エネルギーの導入規模	kW	—	—	2,110 (1.34 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )	6,670 (4.24 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )

※：住宅用太陽光発電システムの導入戸数は、卒FITの太陽光発電システムの戸数（推計値）と、市の補助等によって新たに導入された太陽光発電システムの戸数を集計したものである（第1章に示す実績はFIT対象）。

※：事業者の再生可能エネルギーの導入規模は、現状年度からの追加導入分としている。

## (1) 取組のねらい

本市は土佐湾の最奥部という地理的特性から過去に幾度も地震津波の被害を受けてきました。平成 24（2012）年には南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水予測が公表され、本市も大きな被害を受けることが予測されています。

そのため、災害発生時の避難所となる公共施設での非常用電源の確保が重要な課題となっています。行政が率先して避難所に自立分散型の再生可能エネルギーの導入や蓄電池の導入、蓄電機能を併せ持った電気自動車の導入を推進します。

また、市民、事業者も再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害時でもエネルギーを確保することを検討します。

## (2) 取組の概要



図 23 重点施策2の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の自立電源確保に向け蓄電池を含む再生可能エネルギーの導入促進をします。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害時でもエネルギーを確保することを検討します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害時でもエネルギーを確保することを検討します。</li> </ul>

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
避難所への自立型再生可能エネルギー導入数	件	—	5 (-千t-CO <sub>2</sub> )※	6 (-千t-CO <sub>2</sub> )※	10 (-千t-CO <sub>2</sub> )※
避難所への蓄電池導入数	件	—	3 (-千t-CO <sub>2</sub> )※	3 (-千t-CO <sub>2</sub> )※	10 (-千t-CO <sub>2</sub> )※

※：重点施策 3「公共施設の再生可能エネルギー導入推進」と重複するためCO<sub>2</sub>削減量を記載していません。

## (1) 取組のねらい

公共施設へ再生可能エネルギーを導入することで、市民への取り組みの理解促進や、市内での再生可能エネルギーの普及・促進が期待されます。また、市役所等は停電等の非常時に防災対応等を継続して実施する機能が求められることから、太陽光発電や蓄電池等を導入することで非常用電源として活用できます。

そこで、本庁舎や総合保健福祉センター、遊休市有地への太陽光発電を検討します。市施設で発電した再生可能エネルギーによる電力を利用することでエネルギーの自立の基盤となるまちを目指します。

## (2) 取組の概要



図 24 重点施策3の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"><li>本庁舎や保健センター、遊休市有地への太陽光発電の導入を検討します。</li></ul>
-------------	---

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
公共施設の再生 可能エネルギー の導入規模数	kW	449	489 (0.31 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )	574 (0.37 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )	763 (0.49 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )

## (1) 取組のねらい

本市の主要作物であるミョウガ等の施設園芸では、ハウス栽培に化石燃料を使用しています。そこで、施設園芸における化石燃料の使用量を削減するために、豊富な賦存量を持つ地中熱や太陽光といった本市の再生可能エネルギーを活用による発電や熱利用の導入を促進します。

また、再生可能エネルギーの導入に関する国や県等の助成制度等を活用することで、適切な再生可能エネルギーの導入を推進します。

## (2) 取組の概要

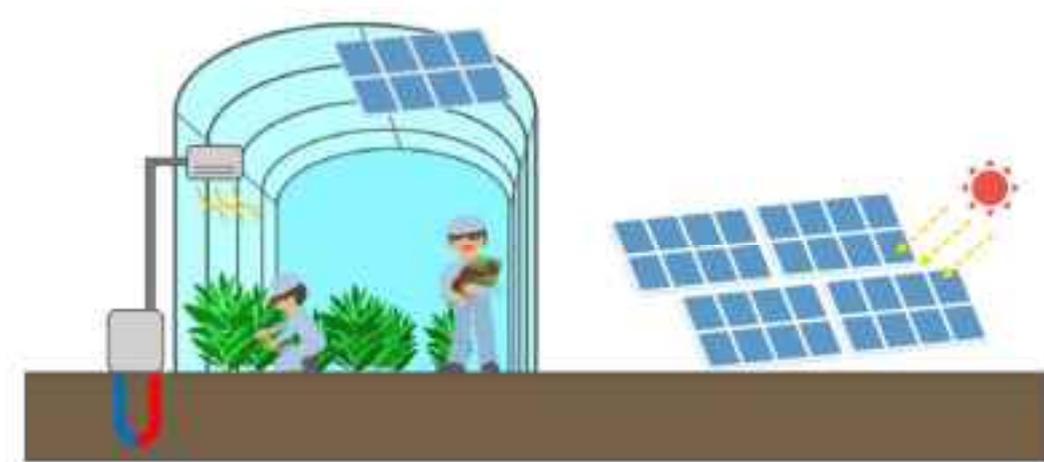


図 25 重点施策4の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設園芸への再生可能エネルギー導入を支援します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助制度を活用するなどし、施設園芸への太陽光発電や地中熱利用等の再生可能エネルギーの設置を検討します。</li> </ul>

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
施設園芸への 再生可能エネルギー導入数	棟	—	277 (1.76千t-CO <sub>2</sub> )	574 (2.08千t-CO <sub>2</sub> )	763 (2.72千t-CO <sub>2</sub> )

※：1棟当たり10kW太陽光設置相当と仮定

## (1) 取組のねらい

本市の平成 25 (2013) 年度の業務その他部門からの CO<sub>2</sub> 排出量は、製造業を除く全体の 27%と運輸部門に次いで多くなっています。

そのため、事業所に対して国等が行う省エネ改修の補助制度や一般財団法人省エネルギーセンターが行う無料省エネ診断等の活用を支援、推進します。さらに LED 照明や高効率空調等、より高効率な設備<sup>※1</sup> に関する導入効果や国や県の助成等の情報提供を行うなど、事業所への導入を推進します。

また、市役所等の事務事業において空調や照明の高効率設備の導入やエネルギーの見える化、次世代自動車<sup>※2</sup> の導入等の省エネに貢献する取組を率先的に実施し、得られたノウハウ等を区域の事業者等へ広く普及することに努めます。

※1：高効率設備として環境省指定先進的高効率設備機器を導入します。

※2：本市ではCEV補助金の対象自動車を基本とし、電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車を次世代自動車とします。

## (2) 取組の概要



図 26 重点施策5の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 無料省エネ診断の実施を推進します。</li> <li>• LED照明や高効率空調等、より高効率な設備に関する導入効果や国や県の助成等の情報提供を行うなど高効率設備導入促進を推進します。</li> <li>• 事務事業での空調や照明の高効率設備の導入やエネルギーの見える化、エコ自動車の導入等の省エネに貢献する取組を率先的に実施します。</li> <li>• 市役所等で得られた省エネの取組について事業者等に広く普及することに努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• エコドライブや省エネライフスタイルの積極的な実施をします。</li> <li>• 行政の開催するイベント等に積極的に参加し、温暖化に関する意識、関心を高めます。</li> </ul>

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
公用車（1t車以上除く）における次世代自動車の導入割合	%	—	7 (0.11 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )	50 (0.76 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )	100 (2.86 <sub>千t-CO<sub>2</sub></sub> )

## (1) 取組のねらい

本市は、ニホンカワウソの生息が確認された新荘川などの美しい自然環境を有しており、市内のNPOと協働することで「すさき野外博物館」など小中学生を対象とした生き物観察会等の自然学習を実施しています。

そのため、この取り組みを継続するとともに、市民向けの温暖化に関する研修会等を開催することで、市民の温暖化に対する意識、関心の向上を図ります。これらの取り組みにより、温暖化問題にも積極的に取り組む人材を育成し、自ら省エネを実践できるまちを目指します。

## (2) 取組の概要



図 27 重点施策6の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民向けの温暖化に関する研修会等の開催を検討します。</li> <li>市内のNPOと協働することで「すさき野外博物館」など小中学生を対象とした生き物観察会等の自然学習を実施します。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する研修会等へ積極的に参加し、温暖化に関する意識、関心を高めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する研修会等へ積極的に参加し、温暖化に関する意識、関心を高めるとともに、環境に配慮した事業を推進します。</li> </ul>

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
「すさき野外博物館」など生き物観察会等の自然学習の参加者	人/年	86	37 (- 千t-CO <sub>2</sub> )	50以上 (- 千t-CO <sub>2</sub> )	50以上 (- 千t-CO <sub>2</sub> )
市民向けの温暖化に関する研修会等の参加者	人/年	—	— (- 千t-CO <sub>2</sub> )	30以上 (- 千t-CO <sub>2</sub> )	30以上 (- 千t-CO <sub>2</sub> )

## (1) 取組のねらい

我が国では「環境未来都市」を選定するなど地域内のエネルギーマネジメントシステムの構築や地域内のエネルギー供給等の実現を推進しています。

そのため、本市でも木質バイオマス等をはじめとする再生可能エネルギーの地域熱供給やエネルギーマネジメントシステム導入による複数施設のエネルギーの需要、供給の管理が必要となります。

そこで、平成 27（2015）年度に実施した「農業温室施設へのバイオマスエネルギー地域熱供給事業」の結果を踏まえ、長期的な視点に立ち施設園芸や公共施設等への地域熱供給を検討します。また、公共施設へエネルギーマネジメントシステムを導入し、複数施設での電力需給調整等のエネルギーマネジメントを推進します。これにより、CEMSの構築を検討します。

そして、重点施策5と同様に、エネルギーマネジメントに関して得られたノウハウを区域の事業者等へ広く普及することに努めます。

## (2) 取組の概要



図 28 重点施策7の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 長期的な視点に立ち施設園芸や公共施設等への地域熱供給を検討します。</li> <li>• 公共施設へエネルギーマネジメントシステムを導入し、複数施設での電力需給調整等のエネルギーマネジメントを推進します。</li> <li>• 市役所等で得られたエネルギーマネジメントの取組について事業者等へ広く普及することに努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設園芸や施設間の地域熱供給事業について協力、将来的な事業への参画を検討します。</li> <li>• 行政の実施するエネルギーマネジメントシステムに関して意識、関心を高め、将来的なエネルギーマネジメントシステム導入を検討します。</li> </ul>

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
公共施設へのエネルギーマネジメントシステム設置数	件	—	2 (- 千t-CO <sub>2</sub> )	3 (- 千t-CO <sub>2</sub> )	3 (- 千t-CO <sub>2</sub> )

## (1) 取組のねらい

本市は、豊富な森林資源や、沿岸にはガラモ場や干潟を有していることから、CO<sub>2</sub>の吸収源となる森林や海洋資源の適正な管理を施すことで、CO<sub>2</sub>吸収機能の維持・向上につながります。また、豊富な森林資源や海洋資源を適切に育成・管理することで、優良な資源を有効活用でき、かつCO<sub>2</sub>吸収を増進できる環境配慮型のまちの形成につながります。

そこで、グリーンカーボンの吸収源対策として、作業道の延伸等による森林の適正な間伐・再造林により、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の維持・増加を促進します。また、ブルーカーボンの吸収源対策として、藻場を適正に育成し、CO<sub>2</sub>吸収量の維持・増加を促進します。さらに、これらの取り組みに伴い、森林整備や藻場育成等を担う人材の育成を促進します。

## (2) 取組の概要



図 29 重点施策8の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業道の延伸等による森林の適正な間伐・再造林を促進し、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量の維持・増加を促進します。</li> <li>ブルーカーボンの吸収源対策として、藻場を適正に育成し、CO<sub>2</sub>吸収量の維持・増加を促進します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備や藻場育成等を担う人材の育成を促進します。</li> </ul>

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
間伐・皆伐等による森林整備面積	ha/年	105	55 (24.0千t-CO <sub>2</sub> )	75 (24.0千t-CO <sub>2</sub> )	105 (24.0千t-CO <sub>2</sub> )
藻場育成の面積	ha/年	0	2 (0.86千t-CO <sub>2</sub> )	2 (0.91千t-CO <sub>2</sub> )	2 (1.02千t-CO <sub>2</sub> )
1年あたりの新規就業者数	名	毎年新規4名	毎年新規4名 (-千t-CO <sub>2</sub> )	毎年新規4名 (-千t-CO <sub>2</sub> )	毎年新規4名 (-千t-CO <sub>2</sub> )

## (1) 取組のねらい

市民一人ひとりが実施できる方法で地球温暖化対策を行うために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。

ごみの分別収集の周知や、マイバック使用の普及促進、生ごみの減量化に係る補助金の交付を引き続き行うことで、ごみを出さない取り組みを行います。また、技術革新により多様化しているリサイクルやごみ処理の方法にともなうごみ行政の改善の検討を、適宜行うこととします。

## (2) 取組の概要



図 30 重点施策9の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発イベントの実施や啓発ポスターの掲示により、ごみの分別回収の周知徹底を促進します。</li> <li>家庭から出る生ごみの減量化を促進するために、電動生ごみ処理機や生ごみ処理容器（コンポスター）の購入費の一部を補助します。</li> <li>3R活動を推進します。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>3R活動を積極的に実施します。</li> <li>買い物時はマイバッグを持参します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>3R活動を積極的に実施します。</li> </ul>

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
市民一人当たり 年間ごみ排出量 (生活系のみ)	kg/年	244	248 (- 千t-CO <sub>2</sub> )	215 (0.16千t-CO <sub>2</sub> )	200 (0.25千t-CO <sub>2</sub> )

## (1) 取組のねらい

国は地域特性に合わせて脱炭素社会の実現に向けて先行的に取り組む地域を脱炭素先行地域としており、この地域における取組をモデルとすることで他地域への脱炭素の取り組みの普及を目指しています。

そこで、本市も脱炭素先行地域への選定を目指し、先行的なモデルとなる取り組みを推進するとともに、将来的には他地域へ取り組みを普及することを目標とします。そのために、県内外の他自治体とのエネルギーの供給・提供等により、再生可能エネルギーの効果的な利用拡大を検討し、都市部を中心とした県内外の他自治体とエネルギー事業を実施することで、エネルギー供給・利用の面でもつながるまちを目指します。

## (2) 取組の概要



図 31 重点施策10の取組イメージ

### (3) 各主体の役割

行政 (須崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内外の他自治体とのエネルギーの供給・提供等により、再生可能エネルギーの効果的な利用拡大を検討します。</li> <li>再生可能エネルギーの効果的な利用拡大を検討し、都市部を中心とした県内外の他自治体とエネルギー事業を実施します。</li> </ul>
-------------	--

### (4) 進捗管理指標

進捗管理指標	単位	実施スケジュール			
		【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【現状年度】 令和3年度 (2021年度)	【計画目標】 令和12年度 (2030年度)	【長期目標】 令和32年度 (2050年度)
脱炭素先行地域の取り組み	—	—	—	脱炭素先行地域に選定	取組の他自治体への波及

5 ロードマップ

**【温室効果ガス削減目標】 <基準年度：平成25（2013）年度>**  
**【計画目標】 令和12（2030）年度：4.6%削減 【長期目標】 令和32（2050）年度：実質ゼロ（排出量＝吸収量）**

基本方針	具体施策	施策概要	取組主体	進捗管理指標				温室効果ガス削減見込量又は施策の効果		
				基準年度(2013)	現状年度(2021)	計画目標(2030)	長期目標(2050)	計画目標(2030)	長期目標(2050)	
基本方針1 再生可能エネルギーの最大限の導入	重点施策1 市民・事業者への再生可能エネルギー導入促進	住宅用太陽光発電システム及び蓄電池の設置費を対象に補助する。	環境保全課	—	337戸	736戸	1,244戸	3.24千t-CO <sub>2</sub> /年	8.91千t-CO <sub>2</sub> /年	
		事業者の再生可能エネルギーの導入促進のため情報提供を行う。	環境保全課 市内事業者	—	—	2,110kW	8,670kW			
	重点施策2 避難所への再生可能エネルギー導入推進	災害時の指定避難所となる公共施設に太陽光発電や蓄電池等を導入し、非常用電源の普及拡大を推進する。	総務課 防災課	—	5件	6件	10件	削減見込量は重点施策3に含む		
		—	—	3件	3件	10件				
重点施策3 公共施設への再生可能エネルギー導入推進	本庁舎、総合保健福祉センターに自家消費できる太陽光発電を導入する。また、若休市有地や社の公共施設への太陽光発電の導入を検討する。	総務課	449kW	489kW	574kW	763kW	0.37千t-CO <sub>2</sub> /年			5.75千t-CO <sub>2</sub> /年
重点施策4 施設園芸における再生可能エネルギー導入の推進	モウガ等の施設園芸において、太陽光発電や地中熱利用といった再生可能エネルギーの導入を進める支援を行う。	農林水産課 JA土佐くろしお	—	277棟	327棟	427棟	(2.08千t-CO <sub>2</sub> /年)			(2.72千t-CO <sub>2</sub> /年)
基本方針2 市民・事業者の省エネルギー活動の定着	重点施策5 事業所における省エネの促進	高効率設備の導入やエネルギーの見える化、次世代自動車の導入等の省エネに貢献する取組を率先的に実施し、地域の事業者の模範となるよう努める。	全庁	—	7%	50%	100%	0.78千t-CO <sub>2</sub> /年	2.88千t-CO <sub>2</sub> /年	
		市内のNPOと協働し、「すさき野外博物館」など小中学生を対象とした生き物観察会等の自然学習の実施し、小中学生の環境への意識、関心の向上を推進する。	元氣創造課 NPO法人西国自然史科学研究センター	86人	37人	年50人以上	年50人以上	環境問題に対する意識・関心を持つ人が増え、税収等に繋がる行動変容や、よりエコな設備の導入・買い換えに波及することが期待される。		
重点施策6 環境人材の育成	市民向けの温暖化に関する研修会等を開催し、市民の温暖化に対する意識、関心の向上を推進する。	環境保全課	—	—	年30人以上	年30人以上	削減見込量は重点施策5に含む			
	—	—	—	—	—	—				
基本方針3 環境配慮型都市の構築	重点施策7 地域のエネルギー・マネジメントの推進	公共施設へのエネルギー・マネジメントシステムの導入を推進し、複数施設での電力需給調整等のエネルギー・マネジメントの実施と、これによるCEMSの構築を検討する。	総務課 環境保全課	—	2件	3件	3件	削減見込量は重点施策5に含む		
		開伐・再造林の促進（グリーンカーボンの吸収源対策）、森林組合が行う森林整備事業を支援する。	農林水産課 森林組合	年105ha	年55ha	年75ha	年105ha			
	重点施策8 森林等の吸収源対策の促進	産場育成の促進（ブルーカーボンの吸収源対策）、ウニの繁殖、カジメの養殖等の産場が行う産場再生・復活の活動を支援する。	農林水産課 漁協	年0ha	年2ha	年2ha	年2ha			24.9千t-CO <sub>2</sub> /年 (吸収量として)
重点施策9 家庭や事業所での廃棄物削減・リサイクルの促進	家庭での生ごみ処理の促進と、再利用・再生利用の啓発を行い、ごみの減量を図る。	環境保全課	年間244kg	年間245kg	年間215kg	年間200kg	(0.16千t-CO <sub>2</sub> /年)	(0.25千t-CO <sub>2</sub> /年)		
基本方針4 廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用	重点施策10 他自治体との協賛・連携	他自治体との共同エネルギー事業の検討	環境保全課 高知ニューエナジー	—	—	脱炭素先行地域に選定 取組の他自治体への波及	脱炭素先行地域に選定されることで、他の取組みの更なる加速が図られ、脱炭素化が期待される。			

(単位：千t-CO<sub>2</sub>)

項目	基準年度(2013)の温室効果ガス排出量	計画目標(2030)	排出量4.6%削減達成	長期目標(2050)	実質ゼロ(排出量＝吸収量)達成
数値後の排出量	200	108	25	136	136
実排出量・BAU(現状趨勢)排出量 ※産業部門を除く		136		136	
取り組み全体による削減量 ※産業部門を除く (内訳：重点施策による取組)		▲28(4)		▲111(18)	
森林等の吸収量		▲25		▲25	

## 第7章 実行性のある計画とするために

第7章では、計画策定後の着実な推進、円滑な進行管理を可能とするために、市民、事業者及び市が協働して計画を推進、進行管理を行い、計画や取組を見直す体制等を整理します。



# 第7章 実行性のある計画とするために

地方公共団体における地球温暖化対策が有効に機能するためPDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の形成、運用が必要不可欠です。

また、脱炭素なまちづくりの構築に向けて計画を実施することは市民・事業者・行政をはじめとした幅広い関係者による意見等を得る必要があります。そのための体制を構築することが望めます。なお、本計画の推進・進行管理は、「須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進・進行管理方法と整合を図り、連携することで一体的かつ円滑な推進・進行管理を図ります。

## 1 推進体制

### 1.1 庁内推進体制

地球温暖化に対する取組は様々な分野にまたがるため庁内の各担当部局との連携が必要になります。

「須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の着実な進行管理を図るため設置されたカーボン・マネジメント推進委員会にて本計画の進行管理を実施します。当委員会は副市長を委員長、環境保全課を事務局とし、各課の課長を委員とするものであり、計画の実施状況の点検、評価、計画の見直し等を行い、その結果を全課長等が出席する行政事務連絡会議で報告するものです。

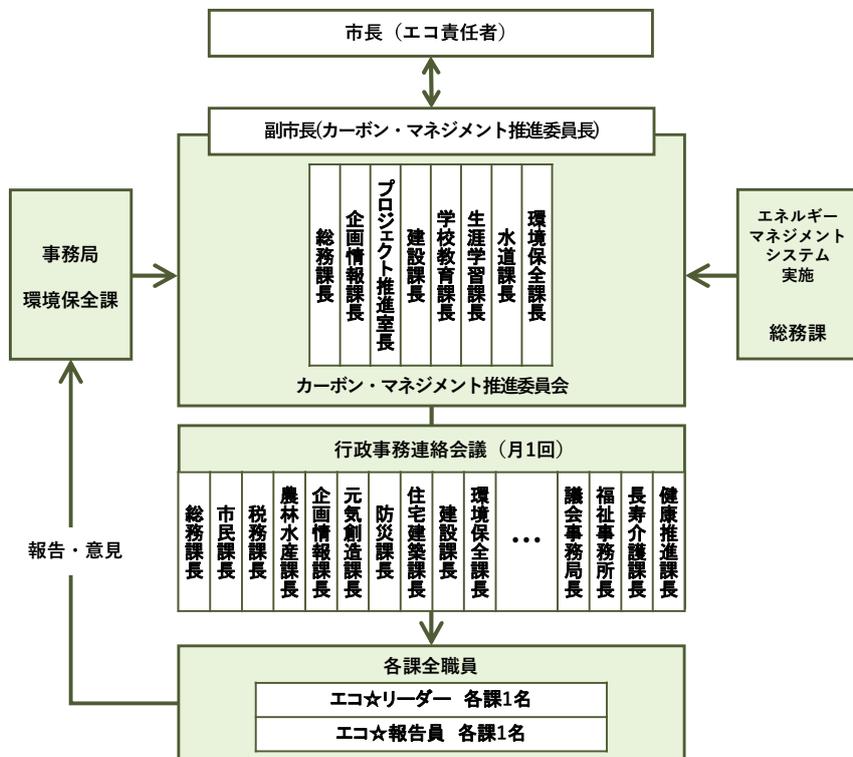


図 32 カーボン・マネジメント推進委員会の体制図

## 1.2 地域内推進体制

### (1) 須崎市地球温暖化対策実行計画協議会

市民、事業者及び行政が協働し、須崎市域の温室効果ガス排出の抑制等に関して必要な取組等の協議や各主体の取組活動の共有、情報発信等を行い、地域における地球温暖化対策の推進を図り、取組のプラットフォームとなる場として、「須崎市地球温暖化対策実行計画協議会」で引き続き取り組みます。

### (2) 高知県、周辺自治体との連携・協力

施策の推進にあたり、市域を超えた広域的な視点から検討が必要な課題については、高知県や周辺自治体と連携、協力して取り組みます。

### (3) 高知県地球温暖化防止活動推進員、高知県地球温暖化防止活動推進センターとの連携・協力

高知県地球温暖化防止活動推進員や県内の地球温暖化対策の推進拠点となる高知県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、各主体への普及・啓発や地球温暖化対策に関する助言・相談や人材育成等を推進します。

### (4) 学術・教育機関、NPO 等との連携・協力

施策の特徴に応じて、学術・教育機関、NPO 等との連携・協力により地球温暖化対策を推進します。

### (5) 各種行政計画との連携・調整

本計画は、本市域からの温室効果ガス排出抑制に向けた中長期的な計画であり、他の行政計画においても地球温暖化防止に関連する部分については、本計画の基本的な方向に沿って策定・推進していく必要があります。

必要に応じて連携・調整及び見直しを図ります。

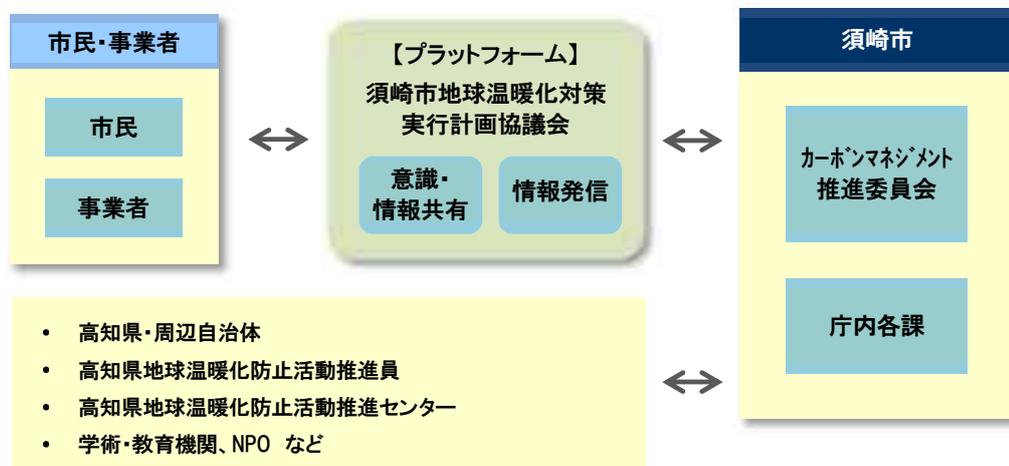


図 33 須崎市地球温暖化対策の推進体制

## 2 進行管理

### 2.1 点検・評価及び公表

本市は、「須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と合わせてカーボン・マネジメント推進委員会の事務局である環境保全課で毎年度の温室効果ガス排出状況や施策の進捗管理指標の評価・分析を行い、その結果等をカーボン・マネジメント推進委員会及び須崎市地球温暖化対策実行計画協議会に報告します。また、広報すさきや市のホームページ等を通じて公表します。

寄せられた提案や意見は次年度の取組への反映を検討します。

### 2.2 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会状況の変化等を踏まえ、市民の意見等を反映させながら、施策や目標等を見直しを検討します。

また、上記に限らず、将来の国の動向や対策技術の開発・普及等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

# 資料編



# 資料 1 須崎市の特性

## 1 位置・地勢

本市は、高知県のほぼ中央に位置し、四国山脈を背に黒潮踊る太平洋に面しており、面積は 135.20km<sup>2</sup> となっています。南岸は、複雑なリアス海岸で、深く入りこんだ須崎湾は県内一の天然の良港として古くから栄え、東の浦ノ内湾、野見湾は美しい海岸風景を展開しています。市域は東に土佐市、西に津野町、北は佐川町、南よりに中土佐町と、それぞれ山をもって境としています。一般的に山岳丘陵地帯が多いですが、ニホンカワウソの生息が最後に確認された新荘川や御手洗川、桜川、奥浦川等の流域には肥沃な農耕地が開けています。

本市の主要産業である一次産業の漁業では沿岸漁業とカンパチ、鯛、ハマチなどの養殖漁業などが盛んに行われています。また、農業においては施設園芸によるミョウガ、キュウリ、ピーマン、シシトウ、花卉（かき）などが主要作物です。特にミョウガ栽培は、全国一の販売額となっています。



出典：須崎市HP

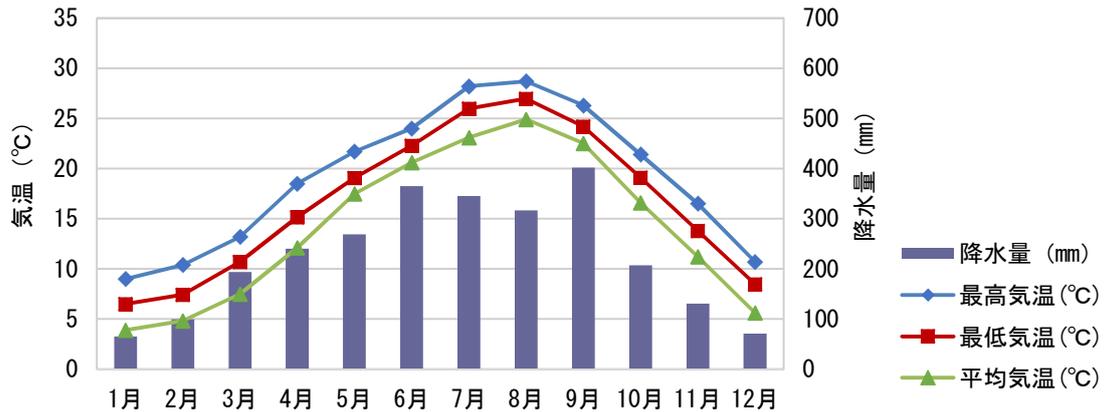
図 34 須崎市の概要

ニホンカワウソ（左上）、横浪半島左下（右上）、ミョウガ（左下）、須崎湾（右下）

## 2 気候

### 2.1 気象概況

本市は四国山脈を背負って位置しているため、寒い北風がさえぎられ、また、南は黒潮流れる太平洋に面しているため、非常に温暖で四季の調和がよく保たれています。冬期は北西の季節風が強くなりますが、降雪が極めて少ない気候です。なお、雨量は全国最高部に属しています。

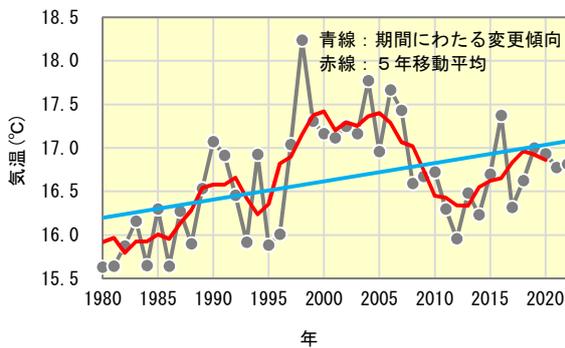


出典：気象庁HPを基に作成

図 35 月別の気温と降水量の変化（1981～2022年の平均値）

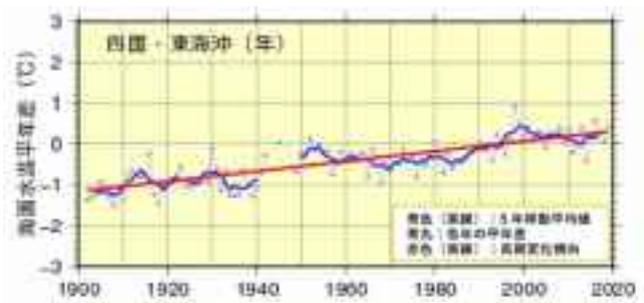
### 2.2 気温の推移

本市の平均気温は 16.8°C と温暖な地域です。本市の日平均気温は現在に至るまで上昇傾向にあります。高知県内でも気温上昇の傾向がみられ、熱帯夜や猛暑日の増加、冬日の減少の傾向にあります。また、四国・東海沖北部の海域平均海水温も上昇しており、高水温による磯焼けによりアワビやサザエの漁獲量が減少しています。



出典：気象庁HPを基に作成

図 36 須崎市の日平均気温の推移



出典：高知県「高知県地球温暖化対策実行計画」

図 37 四国・東海沖北部の海域平均海面水温

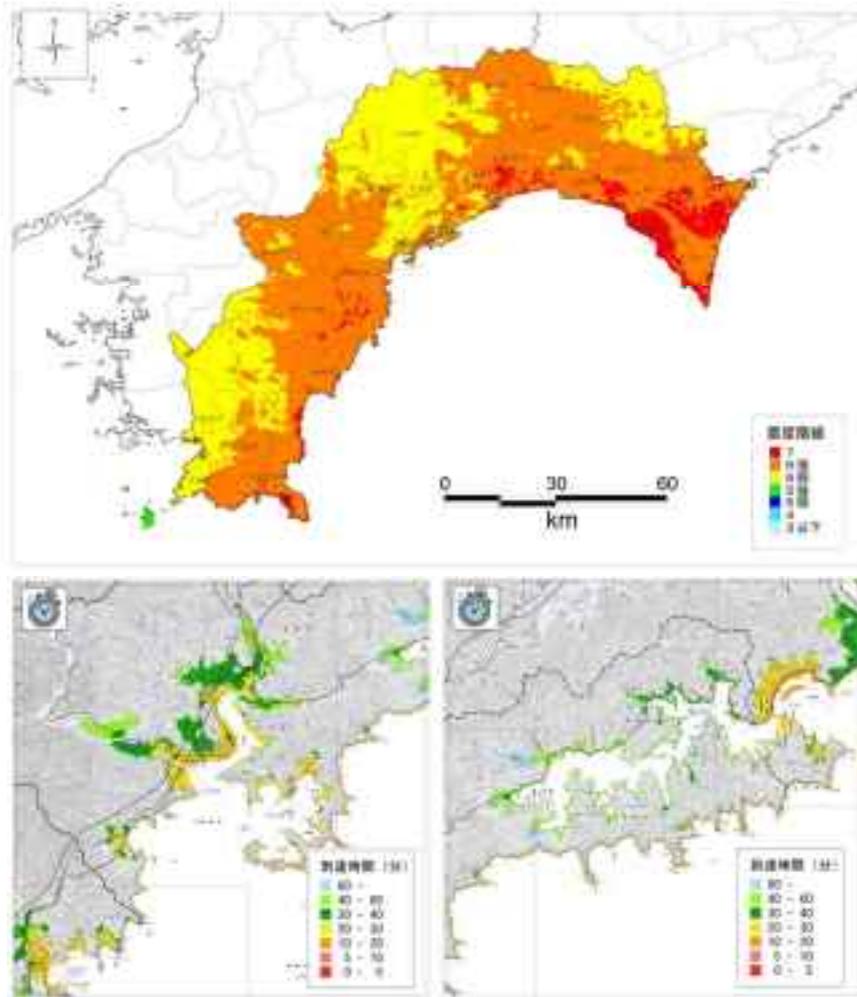
### 3 自然災害

須崎湾は県内一の天然の良港ですが、土佐湾の最奥部という地理的特性から過去に幾度も地震津波によって尊い人命と財産が奪われ、大きな被害を受けてきました。

古くは、684年の白鳳地震津波に始まり、近年においては昭和21(1946)年の昭和南海地震津波、昭和35(1960)年のチリ地震津波など、多くの地震津波に襲われ、昭和南海地震津波では、市街地の3分の2が浸水する被害に加え多くの人命が失われました。

また、平成23(2011)年の東北地方太平洋沖地震津波でも、本市では23億円を越す漁業被害を受け、西日本最大の3.2mの津波高の痕跡が確認されました。

平成24(2012)年12月に「高知県版第2弾」の南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測が公表されました。この震度分布・津波浸水予測で本市においては震度6弱から7までの揺れが3分程度続き、浸水深については、15mを超える浸水予測の地域もあるとされています。また、平成25(2013)年5月には「(高知県版)南海トラフ巨大地震の被害想定」が発表されました。本市の被害は、強い揺れと津波により、7,400棟の建物が被害を受け、3,700人の死者、1日後には16,000人が避難する状況になるとされています。



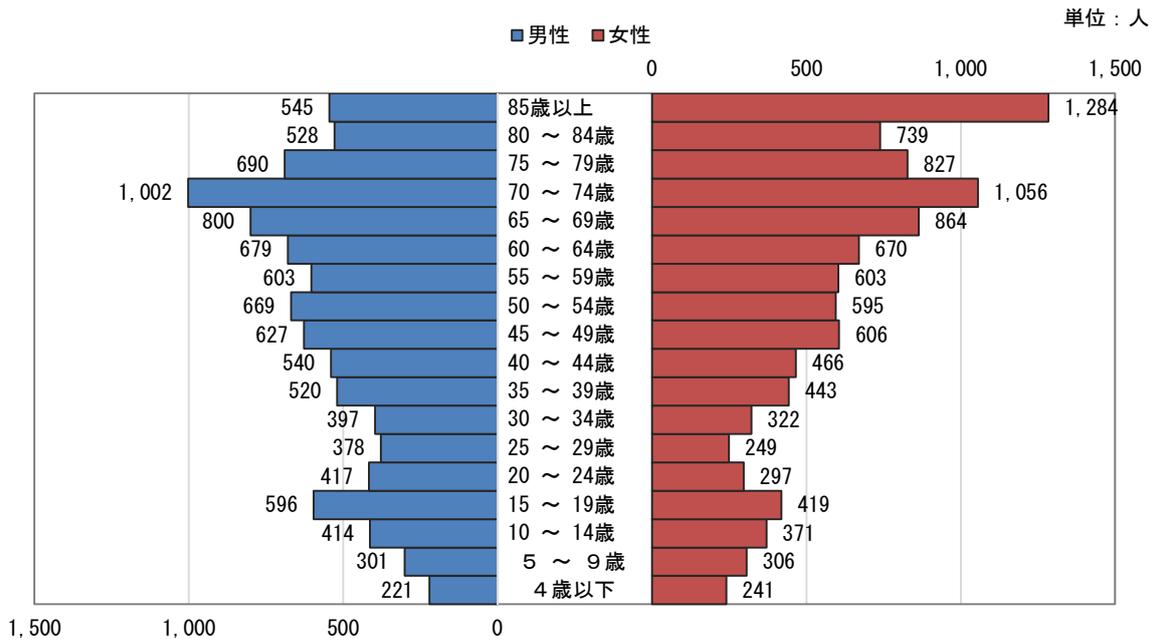
出典：気象庁HP

図 38 震度分布図（上）と津波浸水被害予測時間図（下）

#### 4 人口・世帯数

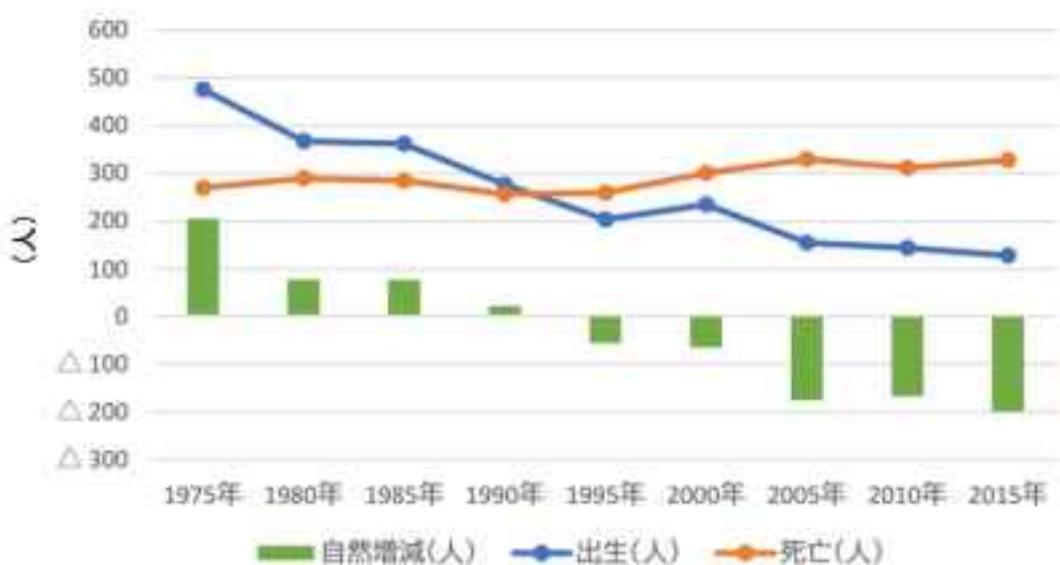
本市の人口は令和4（2022）年3月時点で10,414世帯、20,285人です。昭和55（1980）年以降、人口減少や少子高齢化が進んでおり、令和27（2045）年の人口は11,642人まで減少することが予想されています。

出生率の低下に伴い、平成7（1995）年以降は死亡が出生を上回り自然減となっています。また、市外への転出超過は15歳～19歳が突出して多く、社会減のほとんどをこの年齢階級が占めています。



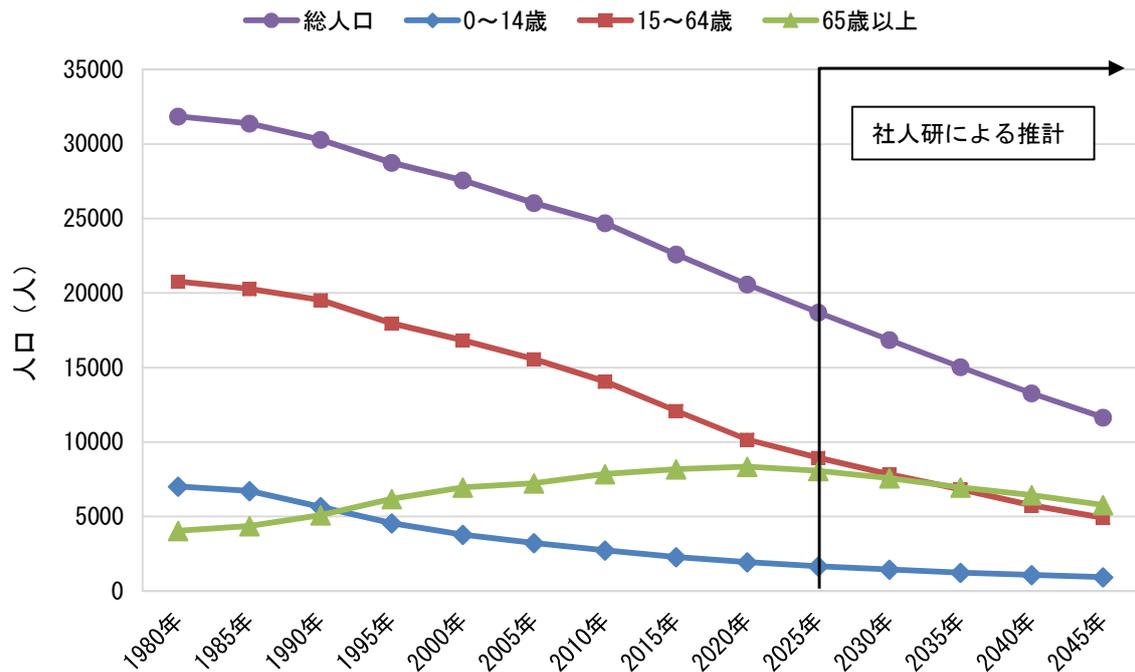
出典：住民基本台帳を基に作成

図 39 須崎市の人口ピラミッド（令和4年3月時点）



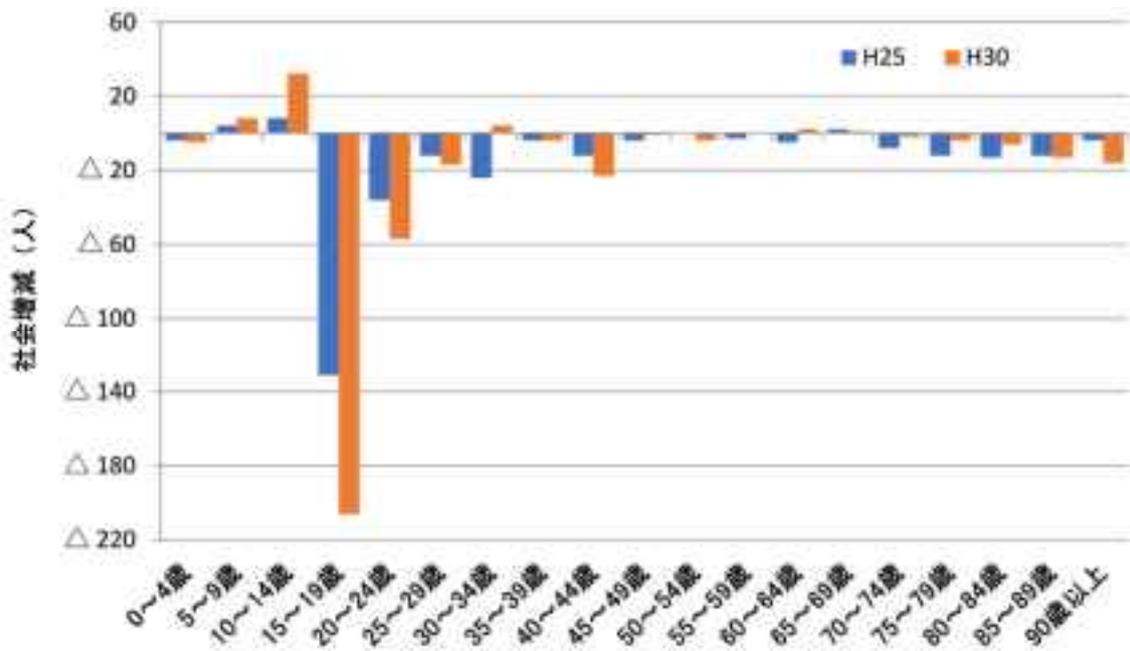
出典：須崎市「第2期須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

図 40 須崎市の自然増減の状況



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成

図 41 須崎市の人口の推移

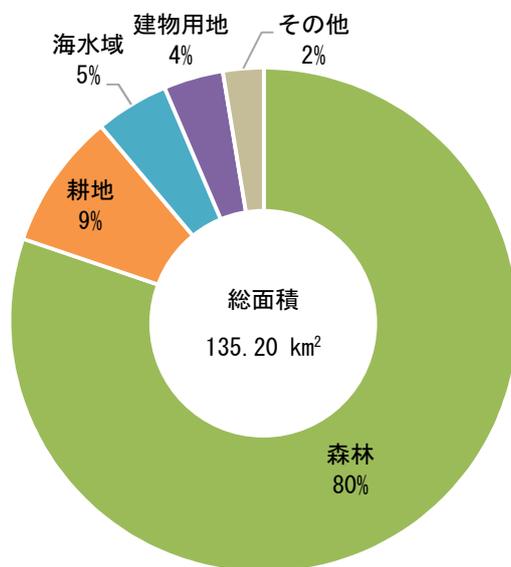


出典：須崎市「第2期須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

図 42 須崎市の年齢階級別の社会増減の推移

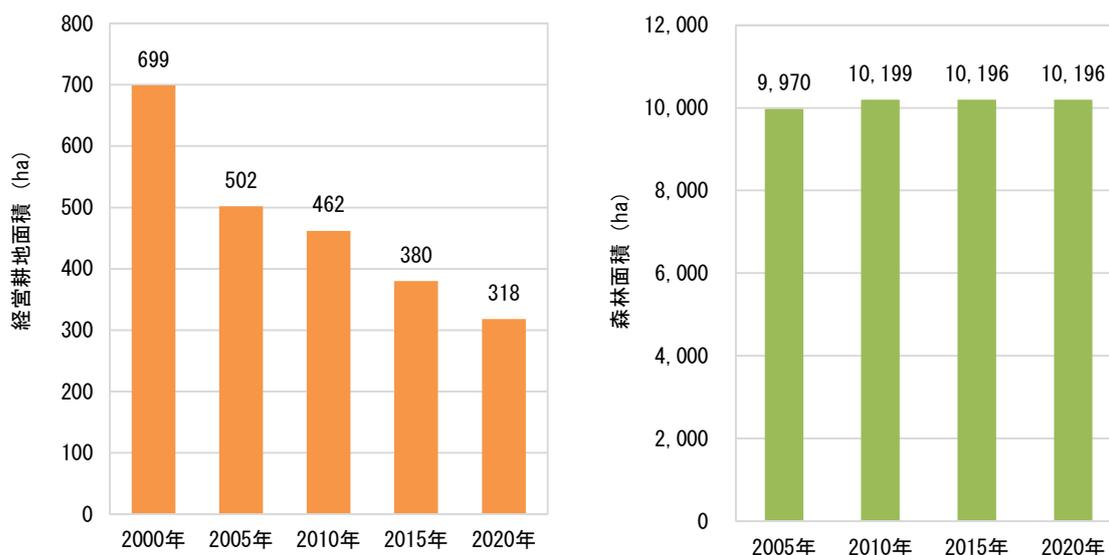
## 5 土地利用

土地利用面積の割合は森林が約 80%であることから、市域の大部分を占めており、耕地が約 9%と次に高い割合を占めています。また、平成 12（2000）年以降、経営耕地面積は減少傾向にあります。また、森林面積は大きく変化していません。



出典：国土数値情報を基に作成

図 43 土地利用面積の割合

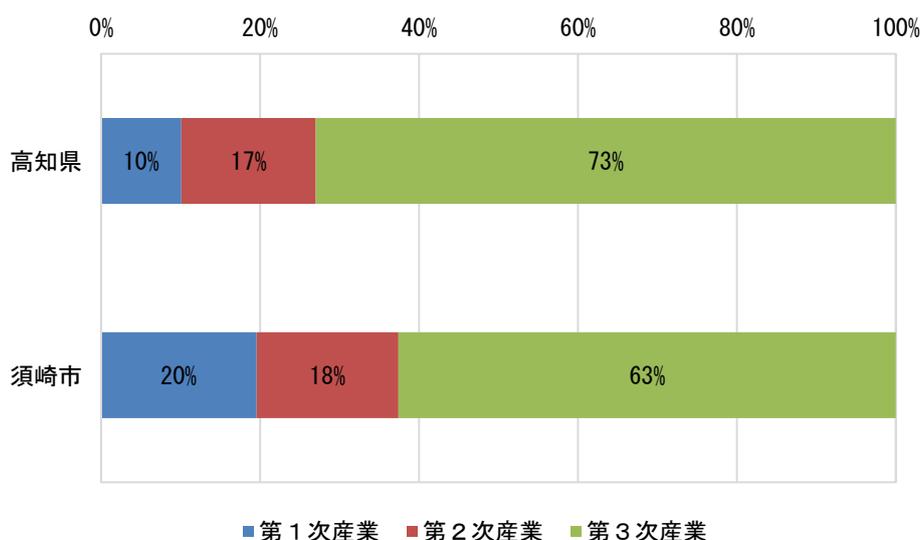


出典：農林業センサスを基に作成

図 44 経営耕地面積の推移（左）と森林面積の推移（右）

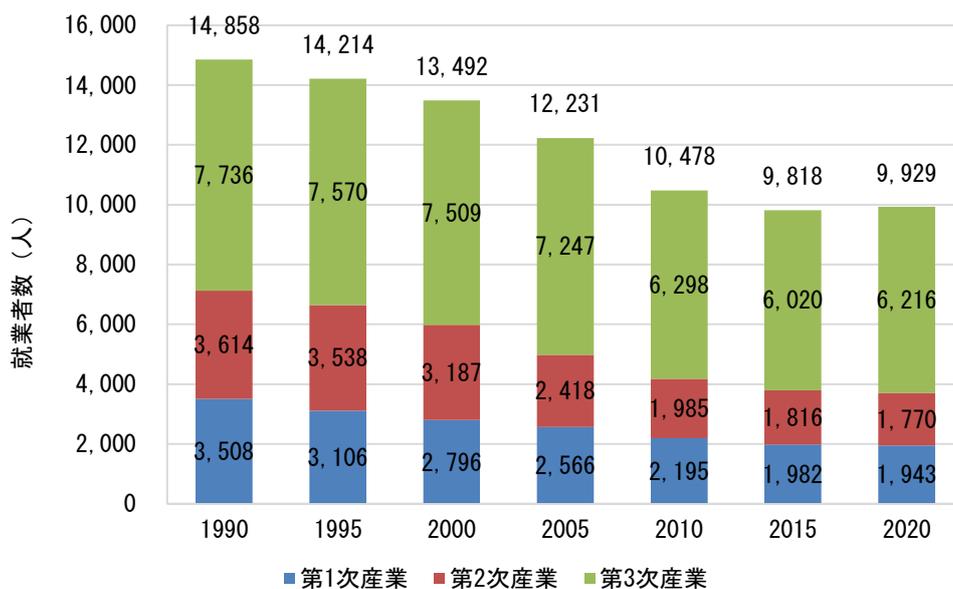
## 6 産業

本市の産業別就業者割合は第1次産業が20%、第2次産業が18%、第3次産業が63%となっており、主な産業は農業、漁業、鉱工業（石灰、セメント）、製材業等です。特に、漁業については、須崎港が県内屈指の天然良港となっており、古くから漁業の町、港町として栄え、その後は石灰石採掘による鉱山資源の開発基地港として栄え、現在は木材輸入等により取扱量県内一の国際貿易港として発展しています。また、農業は、温暖な自然条件と栽培技術を生かした施設園芸、露地野菜及び柑橘類が主体となり、水稲との複合経営が行われています。



出典：令和2年度国勢調査を基に作成

図 45 産業別就業者数構成の比較



出典：国勢調査を基に作成

図 46 産業別就業者数の推移

## 7 拠点性・中心市街地

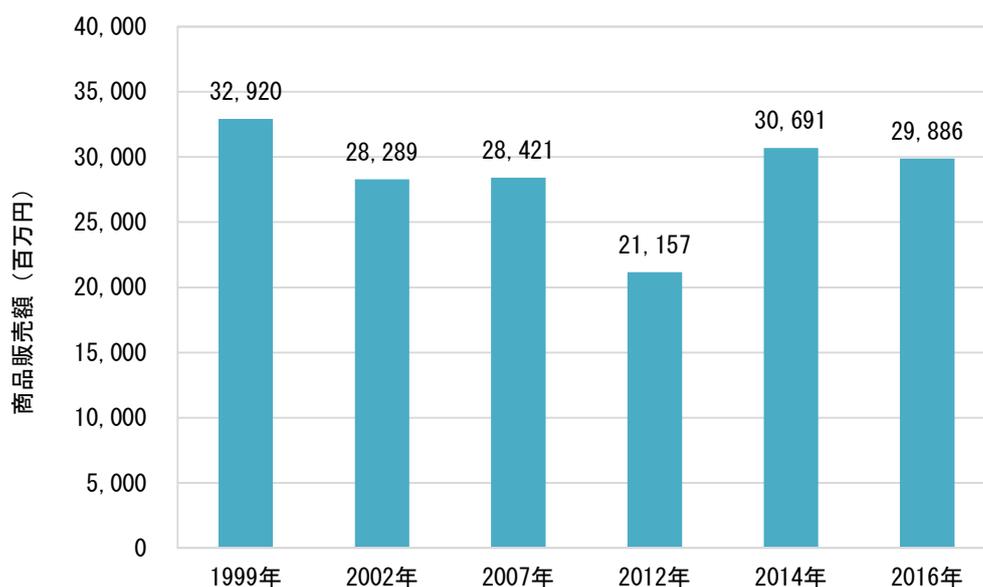
本市の昼夜間人口比率は107%であり、高知市や高知県の割合よりも高くなっています。また、年間商品販売額（小売業）は平成24（2012）年に減少したものの、その他の年では30,000百万円に推移しています。

本市の商業は小規模な事業所が多く、経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗が増加しています。また、従来の中街地商店街は住宅の密集から商店街整備の立ち遅れが目立ち、買物客が減少している一方で、国道沿いや桐間地区土地区画整備区域内への大型店などの出店が続いています。

表 10 昼夜間人口比率（令和2年度）

自治体	昼間人口（人）	夜間人口（人）	昼夜間人口比率（%）
須崎市	21,990	20,590	107
高知市	330,174	326,545	101
高知県	690,651	691,527	100

出典：令和2年国勢調査



出典：商業統計を基に作成

図 47 年間商品販売額（小売業）の推移

## 8 交通

### 8.1 交通ネットワーク

平成 14（2002）年に高知自動車道が須崎まで延伸し、高知市街との往来が容易になりました。また、須崎市には須崎東 IC、須崎中央 IC、須崎西 IC の 3 つの IC が設置され、高幡圏域から高知市・四万十市・愛媛県方面への交通の要衝となっています。

また、本市には、鉄道、バス及び巡航船の公共交通があり、地域の生活交通手段として一定水準が確保されています。市内には JR 四国土讃線が通り、吾桑駅、多ノ郷駅、大間駅、須崎駅、土佐新荘駅、安和駅の 6 つの駅があり、通勤、通学を主とした利用者の交通手段として重要な役割を担っています。

バス路線は、須崎市営バスが市民文化会館前～中ノ島間を運行しているほか、民間事業者による路線バスとして、高知高陵交通(株)が須崎市と梶原町を結ぶ路線（須崎－梶原線）及び須崎市と土佐市を結ぶ路線（須崎－高岡線）を運行しています。また、大阪・京都などの大都市圏と本市を短時間で結ぶ JR 高速バスが須崎駅を発着しており、高幡圏域における陸路の拠点となっています。



出典：高知県観光コンベンション協会ウェブサイトを基に作成

図 48 高知県内の交通アクセス

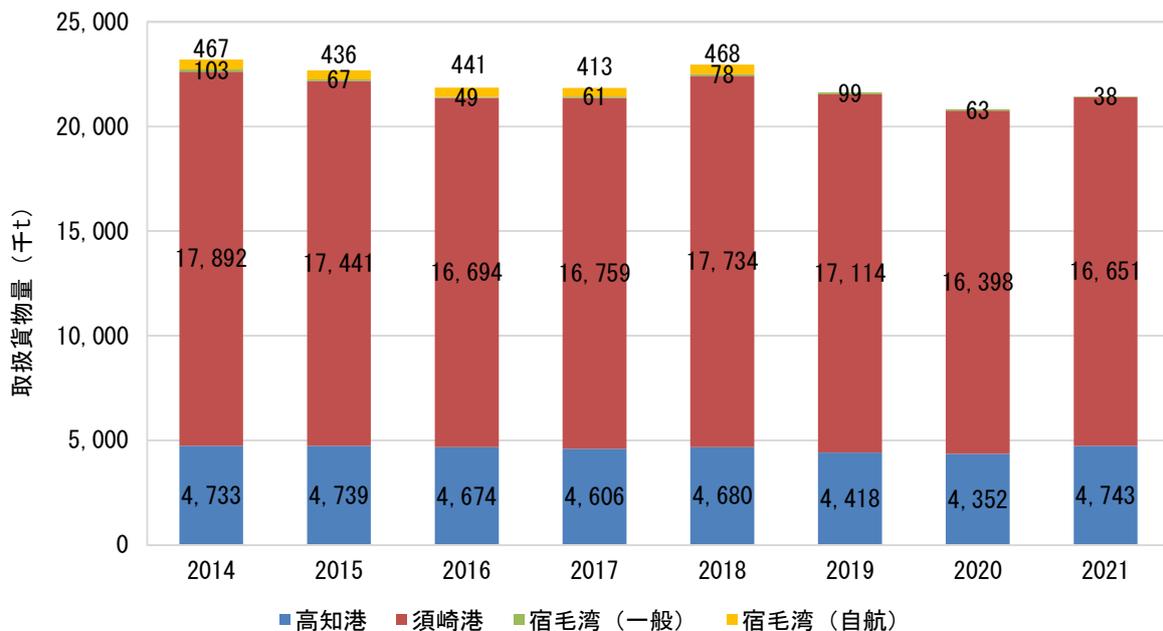
表 11 市内公共交通の運行状況

交通機関	路線等	1日当たりの便数
鉄道	JR土讃線	(須崎駅発着) 上り(高知行) 28便 下り(窪川行) 14便
高速バス	須崎～大阪駅(～京都駅/1便のみ)	上下線 各4便/日
路線バス	須崎～高岡線(土佐市(西芝～須崎営業所))	上下線 各7便/日
	須崎～梶原線(須崎営業所～梶原)	上下線 各7便/日
	須崎～矢井賀線(須崎営業所～矢井賀)	上下線 各5便/日
市営バス	中ノ島～文化会館	上下線 各7便/日
スクールバス (混乗便)	埋立～須崎駅	上下線 各5便/日 (日曜・祝日運休)
予約型乗合 タクシー	田ノ地コース(月・木)	上下線 各2便/日
	西生コース(火・金)	
	堂ヶ奈路コース(水・土)	
市営巡航船	埋立～坂内	上下線 各3便/日 (日曜・祝日運休)

出典：須崎市地域公共交通計画

## 8.2 物流

本市は、道路（高知自動車道 須崎東 IC、須崎中央 IC、須崎西 IC）、鉄道（JR 四国土讃線）、港（須崎港）が連結する陸・海の交通の結末点となっています。特に、須崎港は高知県内の港湾貨物量の約 75%を担う重要な港となっています。



出典：国土交通省「港湾統計」を基に作成

図 49 高知県の港湾別取扱貨物量の推移

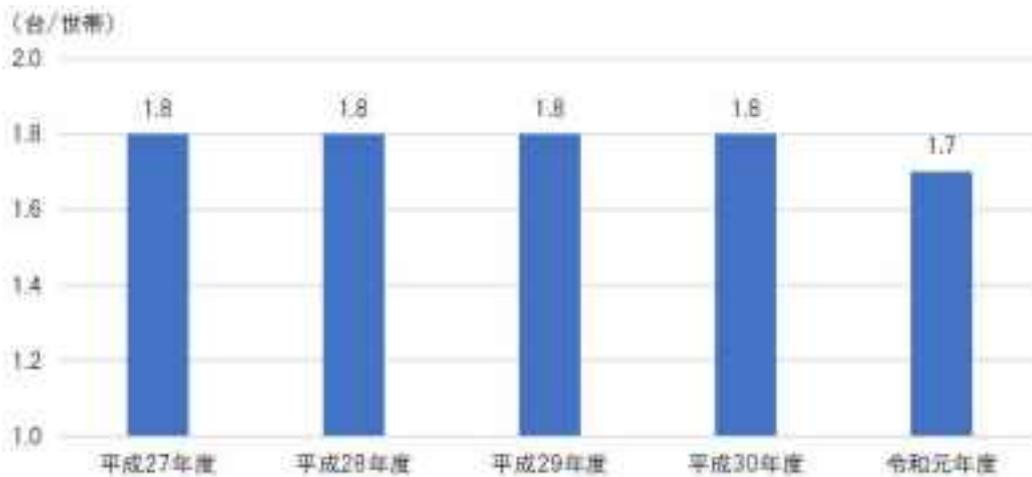
### 8.3 地域交通（自転車・歩行）

市内では、すさきまちかどギャラリーが観光用レンタサイクルの取組を行っています。また、須崎市健康増進計画第2期計画では「歩くまち すさきをつくる」を目標に歩きやすい環境づくり、ウォーキングマップの作成等により歩行を促進しています。なお、本市の1世帯あたり自動車保有台数は全国平均（1.04）よりも多く、自動車利用が多いことが想定されます。



出典：須崎市HP

図 50 すさきウォーキングマップ



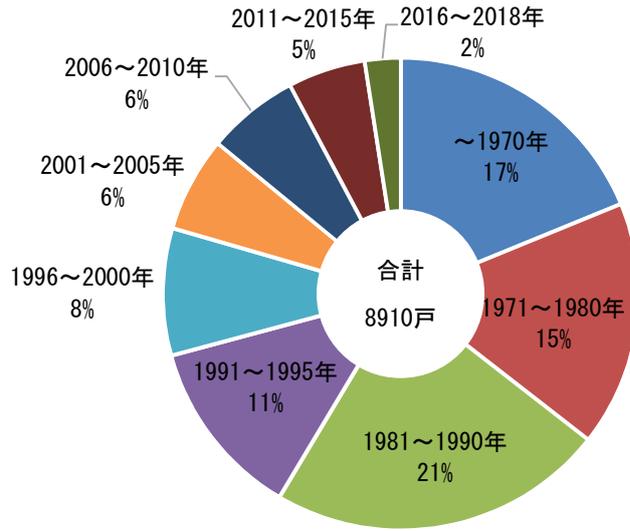
出典：須崎市地域公共交通計画

図 51 1世帯あたりの自動車保有台数

## 9 住宅・建物

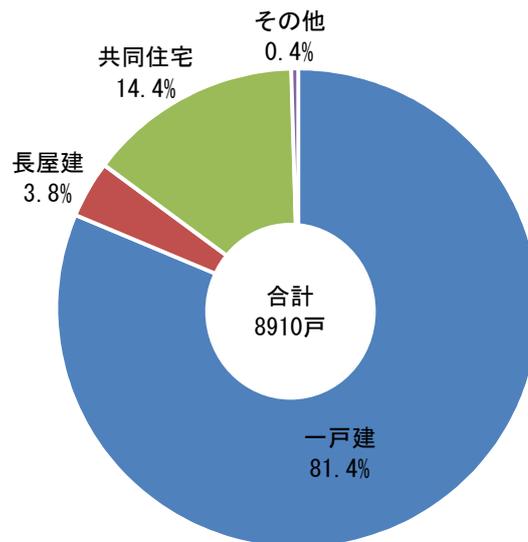
本市は築30年以上の住宅（今後の建て替えが想定）が全住宅数の約6割であり、戸建住宅が全体の約8割を占めています。

市営住宅は建設から相当年数経過し、老朽化が著しく耐用年数を間近に控えており、今後ニーズに即応できる公営住宅施策の推進が必要です。また、住宅環境は既成市街地であり、狭隘な道路や住宅が密集している地区等があり、防災の観点に配慮しつつ、快適で魅力あるまちづくりが望まれています。



出典：総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

図 52 須崎市の建築時期別住宅数の内訳（平成30（2018）年度）



出典：総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

図 53 須崎市の戸建・集合住宅の割合（平成30（2018）年度）

## 10 開発事業（高台整備）

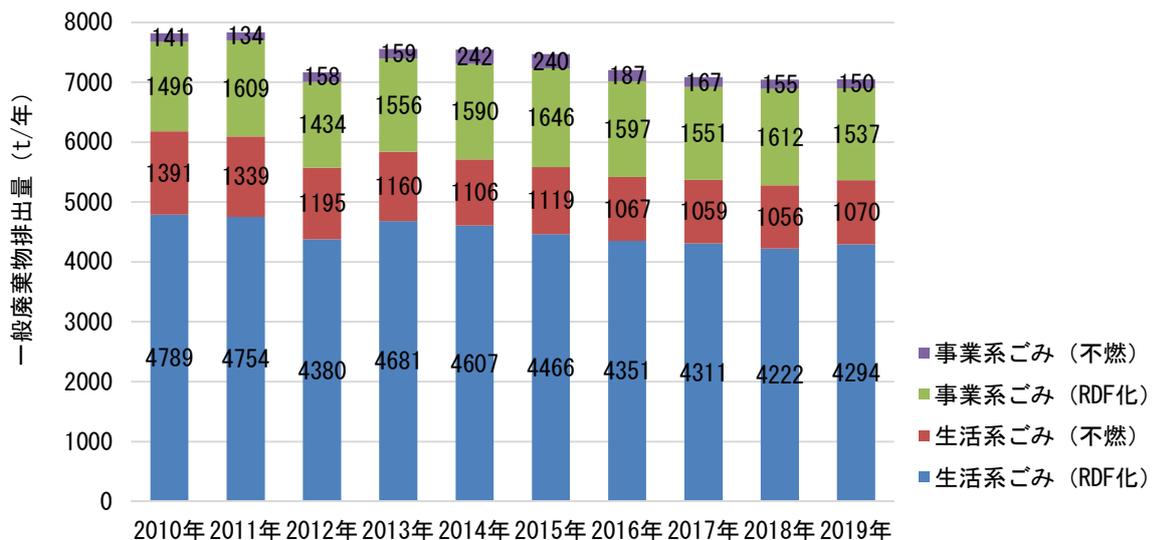
本市は、南海トラフ巨大地震による津波襲来時に市街地の大半が浸水域となることが予想されています。そこで、福祉施設や医療機関など個別施設を対象に、高台整備に関する意向調査を実施した結果、高台での住宅地整備のニーズ、災害拠点病院の高台移転、市内製造業の移転要望に対応する工業用地整備が必要であることが明らかとなりました。この結果をもとに、須崎市総合計画では高台整備の方針を以下の通りに定めています。

今後は官民連携手法による事業費の圧縮効果について詳細な調査を行い、高台整備に関する関係事業者との協議を行う必要があります。また、国等の補助事業の創設を求めるとにより、住民や関係機関からの要望が高い、高台整備の実現に向け早急に取り組んでいきます。

## 11 廃棄物（一般廃棄物）処理

本市のごみ処理については、平成 17（2005）年度以降、ごみの固形燃料化施設において可燃ごみの RDF（廃棄物固形燃料）化を図るとともに、不燃ごみは中間処理施設での減容化と資源回収を行うことで最終処分場の埋立容量を削減し、延命化を図っています。また、令和 3（2021）年 3 月に策定した須崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のもと、ごみの減量化と分別の推進に取り組み、さらにリサイクル率の向上に努めています。

なお、本市は可燃ごみの RDF 化を図っているため焼却処理ではなく RDF の燃料利用により CO<sub>2</sub> が排出されています。人口の減少と少子高齢化に伴い、ごみの排出量は減少傾向にあります。道路整備や土地開発により新たな商業地及び住宅地が形成されつつあり、ごみの発生源の増加も予想されます。



出典：須崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を基に作成

図 54 須崎市のごみ排出量の推移

## 資料2 温室効果ガス排出量算定方法

### 1 対象部門・分野

温室効果ガス排出には、エネルギーの消費に伴うものと、それ以外のものと2種類があります。本計画では、エネルギーの消費に伴う温室効果ガス排出は、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」の4部門、エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の分野からの温室効果ガス排出量は「廃棄物分野」を対象として算定しています。

表 12 温室効果ガス排出量推計対象とする部門・分野

ガス種	対象部門・分野		説明
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		建設業・ 鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		農林 水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	
	運輸部門	自動車	自動車（貨物及び旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
船舶		船舶におけるエネルギー消費に伴う排出	
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外	廃棄物 分野	一般 廃棄物	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

## 2 算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法を以下に示します。

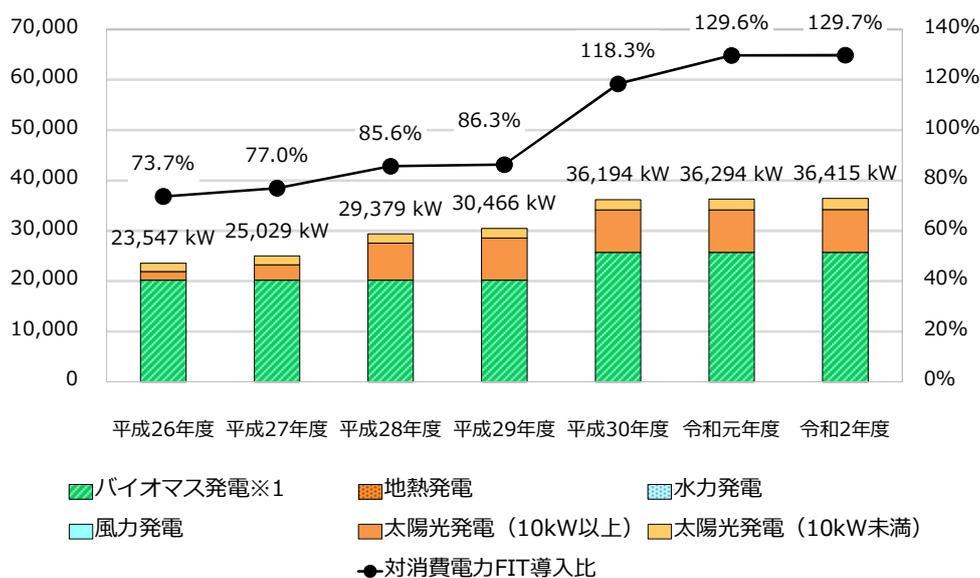
表 13 温室効果ガス排出量の算定方法

ガス種	対象部門・分野		算定方法		
エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	産業 部門	製造業	都道府県按分法	高知県の製造業における炭素排出量に製造品出荷額等比で須崎市の排出量に按分し、CO <sub>2</sub> 排出量に換算する。	
		建設業・ 鉱業	都道府県按分法	高知県の建設業・鉱業における炭素排出量に建設・鉱業就業者数比で須崎市の排出量に按分し、CO <sub>2</sub> 排出量に換算する。	
		農林 水産業	都道府県按分法	高知県の農林水産業における炭素排出量に農林水産業就業者数比で須崎市の排出量に按分し、CO <sub>2</sub> 排出量に換算する。	
		業務その他部門		都道府県按分法	高知県の業務その他部門における炭素排出量に第3次産業従業者数比で須崎市の排出量に按分し、CO <sub>2</sub> 排出量に換算する。
		家庭部門		都道府県按分法	高知県の家庭部門における炭素排出量に世帯数比で須崎市の排出量に按分し、CO <sub>2</sub> 排出量に換算する。
		運輸 部門	自動車	全国按分法	全国の運輸部門（自動車）における炭素排出量に自動車保有数比で須崎市の排出量に按分し、CO <sub>2</sub> 排出量に換算する。
	鉄道		全国按分法	全国の運輸部門（鉄道）における炭素排出量に人口比で須崎市の排出量に按分し、CO <sub>2</sub> 排出量に換算する。	
	船舶		全国按分法	全国の運輸部門（船舶）における炭素排出量に入港船舶総トン数比で須崎市の排出量に按分し、CO <sub>2</sub> 排出量に換算する。	
	エネルギー 起源CO <sub>2</sub> 以外	廃棄物 分野	一般 廃棄物	一般廃棄物処理 実態調査活用法	須崎市内で処理している一般廃棄物の焼却量に、排出係数を乗じてCO <sub>2</sub> 排出量を算出する。

### 資料3 須崎市の再生可能エネルギー

本市の固定価格買取制度（FIT 制度）による再生可能エネルギーの導入量は、設備容量でみると平成 26（2014）年度から上昇傾向にあり、令和 2（2020）年度には 36,415kW の再生可能エネルギーによる発電設備が導入されています。また、本市内の消費電力の推計値に対する FIT 導入率は、100%を超えています。

再生可能エネルギーの導入割合をみるとバイオマスの導入量が 71%と最も多く、次に、10kW 以上の太陽光発電の導入量が 23%、10kW 未満の太陽光発電が 6%となっています。



※1：バイオマス発電の導入容量は、FIT制度公表情報のバイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）の値を用いています。

図 55 再生可能エネルギーの導入量の推移

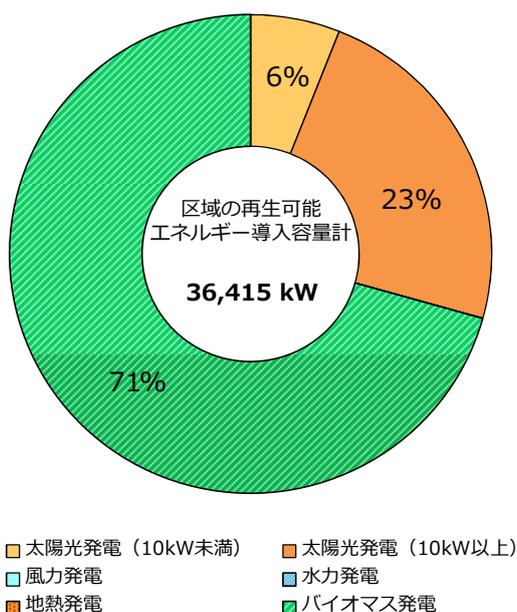


図 56 再生可能エネルギーの種別導入割合

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを次のとおり整理しました。  
本市では、太陽光発電や地中熱のポテンシャルが比較的大きいことが特徴です。

表 14 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位	年間発電量	単位
太陽光	建物系	127	MW	176	GWh/年
	土地系	131	MW	181	GWh/年
	合計	258	MW	357	GWh/年
陸上風力		4	MW	8	GWh/年
中小水力		0	MW	0	GWh/年
地熱		0	MW	0	GWh/年
再生可能エネルギー（電気）合計		262	MW	365	GWh/年
太陽熱		174,612	GJ/年	—	—
地中熱		1,115,943	GJ/年	—	—
再生可能エネルギー（熱）合計		1,290,555	GJ/年	—	—

出典：再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

## 資料4 策定経緯

### ●須崎市地球温暖化対策実行計画協議会

協議会	開催年月日	主な検討事項
第1回協議会	令和4年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの進捗状況</li> <li>計画改定内容・構成案</li> <li>現状の調査状況・削減目標の設定</li> </ul>
第2回協議会	令和4年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容・重点施策の内容など</li> <li>計画書案</li> </ul>
第3回協議会	令和5年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点施策</li> <li>産業部門について</li> </ul>
第4回協議会	令和5年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画書案</li> <li>計画の推進・進捗管理について</li> </ul>

### ●須崎市地球温暖化対策実行計画協議会委員名簿

役職	氏名	所属・役職
会長	岡村 健志	高知大学 次世代地域創造センター 准教授
副会長	松崎 勇	多ノ郷公民館 館長 (市民代表)
委員 (順不同)	井上 隆雄	高知県 林業振興・環境部 環境計画推進課 課長
	中井 憲正	高知県地球温暖化防止活動推進員
	青木 秀起	住友大阪セメント株式会社 高知工場長
	上杉 隆久	高知ニューエナジー株式会社 代表取締役
	豊永 清広	四国電力株式会社 高知支店総務部 地域共生担当部 部長
	廣見 哲夫	土佐くろしお農業協同組合 営農部 部長
	福田 唯志	高知県漁業協同組合池ノ浦支所 委員長
	藤原 美智代	須崎商工会議所 事務局長
	古谷 秀子	婦人連合会 会長 (市民代表)
	細木 啓延	須崎地区森林組合 代表理事組合長
	平井 和久	須崎市 副市長

## 資料5 用語解説

### 【あ行】

#### エコキュート

電気給湯機のうち、二酸化炭素を冷媒として使用する機種。空気の熱を使うことで高効率な給湯が可能となる。

#### エネルギーの使用の合理化に関する法律

##### (省エネ法)

石油危機を契機に昭和54(1979)年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている。

#### エネルギーマネジメントシステム

ICT(情報通信技術)を用いて家庭やビル、事務所、工場などのエネルギー利用を管理、最適化するコンピュータシステムのこと。

#### エコドライブ

アイドリング・ストップや、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検など、環境負荷の軽減に配慮した自動車使用のこと。

#### 温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。京都議定書では、温暖化防止のため、CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>が削減対象の温室効果ガスと定められた。

### 【か行】

#### 環境未来都市

都市の低炭素化を基盤に環境、超高齢化等を解決する成功事例を国内外に展開し、経済成長につなげることを目的に選定された都市。被災地域6都市を含む11都市が選定されている。

#### 環境モデル都市

持続可能な低炭素社会の実現に向け目標を掲げて先駆的な取組に挑戦する都市のこと。平成25(2013)年度までに23都市が選定されている。

#### 共同エネルギー事業

県内外の他自治体と共同でエネルギーのやり取りを行う事業のこと。地方の自治体で再生可能エネルギーにより発電した電力を都市部の自治体に供給するなどの取組が行われている。群馬県川場村と東京都世田谷区での取組が例として挙げられる。

#### 高断熱住宅

壁、床、天井などに断熱材を使用し、高い断熱性、気密性を確保した住宅のこと。夏は暑さを遮り、室内を涼しい空気が循環、冬は寒さを遮り室内を暖かい空気が循環するため省エネルギー効果が高いとされている。

#### 固定価格買取制度(FIT/Feed in Tariff)

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度のこと。この制度により発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、再生可能エネルギーの普及が進むとされる。

#### コンパクトシティ

商業地や行政サービス等の生活上必要な機能を一定範囲に集め、効率的な都市を目指すこと。基本的には公共交通や徒歩を利用した自動車を必要とする生活スタイルからの脱却を図る。

## 【さ行】

### 須崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

須崎市役所が行政として取り組む温暖化対策に関してとりまとめている計画のこと。令和12(2030)年度までに行政として平成25(2013)年度比40%の温室効果ガス削減を目標に掲げている。

### 施設園芸

ビニールハウスなどを利用して野菜や花卉（かき）、果樹などを栽培する園芸。本市ではミョウガ等の作物の栽培が盛んに行われている。

### 使用電力のカーボンフリー化

石炭などの化石エネルギーを使用しない方法（再生可能エネルギー等）で発電された電気に環境価値を付与させ、その電気と価値を購入し、使用するもの。

### 省エネルギー診断（省エネ診断）

ビルや工場等を省エネルギーの観点から、建物の仕様や設備システム、現状のエネルギー使用量について調査・分析を行い、それぞれの建物に合った省エネルギー手法を見出すこと。

### 再生可能エネルギー

太陽光、風力、地熱、バイオマスなど通常はエネルギー源枯渇の心配がない持続可能な自然エネルギーのこと。

### ゼロカーボンアクション30

地域における「暮らし」「社会」分野を中心に、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた行動と具体策を示したもの。地域脱炭素ロードマップは、衣食住・移動・買い物などの日常生活における脱炭素につながる行動を「ゼロカーボンアクション30」として整理している。

## 【た行】

### 代替フロン等

オゾン層破壊力の大きい特定フロン(CFC類)に替わり生産されているフロン類。代替フロン類はいずれも温室効果が極めて高く、HFC類は京都議定書で削減の対象ガスに加えられた。

### 太陽光発電

太陽光を電気に変換して利用する発電方式。太陽光発電は電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットを持つ。

### 脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の令和12(2030)年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。

### 地域循環共生圏

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していこうという考え方のこと。

### 地域熱供給

温水等を1ヵ所でまとめて製造し、熱需要施設へそれぞれ供給するシステムのこと。一ヵ所でまとめて製造・供給することで省エネルギー効果が大きいなどのメリットがある。

### 地域新電力（地域PPS）

既存の大手電力会社以外の事業者が電力の供給を行う電気事業のことをPPS（Power Producer and Supplier：新電力・特定規模電気事業者）と呼ぶ。平成28(2016)年の電気事業法改正後は小売電気事業者と呼ばれている。地域新電力は、特に地域内の事業者・行政・市民等を中心とした出資で新規に電力会社を立ち上げ、地域内の需要家に電力を供給する事業のこと。

## 地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化防止の取り組みを進める者として、都道府県知事が委嘱しているもの。地球温暖化の現状や対策の重要性などについて住民への理解浸透、助言、情報の提供等を行っている。

## 地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められたセンターで、各都道府県知事や政令指定都市等市長によって指定される。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」など。

## 地球温暖化対策計画

パリ協定や日本の約束草案を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を推進するための計画である。令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 26%削減するとした中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として令和 32 (2050) 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付け、平成 28 (2016) 年 5 月 13 日に閣議決定された。その後「2050 年カーボンニュートラル」宣言、令和 12 (2030) 年度 46%削減等の実現に向け計画を改定し、令和 3 (2021) 年 10 月 22 日閣議決定されている。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

## 特定排出者

温室効果ガスを多量に排出する事業者。特定排出者は自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、国は報告された情報を集計し、公表することとされている。

## 【な行】

### 生ごみ処理容器（コンポスター）

微生物の発酵分解により生ごみを分解・処理し、土に返すリサイクルができる容器のこと。

### 南海トラフ巨大地震

駿河湾から日向灘沖にかけての南海トラフ沿いの広い震源域で連動して起こると想定されている巨大地震。南海トラフは海側のフィリピン海プレートと陸側のユーラシアプレートの境界であり、過去にマグニチュード 8 級の地震が 100～150 年周期で発生している。

### 二重サッシ

既存の窓の内側に新たに設置する窓。内側に設置した新しい窓が、気密性・断熱性を高め、室内で発生する音を外に漏らしにくくするため、断熱性能効果と同時に遮音効果も期待できる。

### 燃料電池自動車

発電装置として燃料電池を搭載した電気自動車。天然ガス、メタノール、ガソリンまたは水素そのものを燃料とし、水素と酸素との化学反応により発電する。水素を使う場合は、水のみを排出する。

### 農業温室施設へのバイオマスエネルギー

#### 地域熱供給事業

平成 27 (2015) 年度に実施された本市の農業温室施設へのバイオマスエネルギー地域熱供給を検討した事業のこと。

## 【は行】

### パリ協定

COP21 で平成 27 (2015) 年 12 月 12 日に採択、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効された気候変動抑制に関する多国間の国際的協定のこと。「地球の気温上昇を産業革命前から 2 度未満に抑える」ことを目標として掲げている。

### プラグインハイブリッド車

家庭用電源から差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカー。非プラグインハイブリッドカーに比べ電池を多く搭載しているため電気のみでより長距離を走行でき、ガソリンエンジン車の長距離航続性能を残しながら電気自動車により近いタイプのハイブリッドカーである。

## 【ま行】

### 見える化 (エネルギー、CO<sub>2</sub>)

エネルギー消費量や生活行動に伴い排出される CO<sub>2</sub> を始めとした温室効果ガスの排出量を可視化することの総称。温暖化対策の推進手法の一つとして注目されている。

### 木質バイオマス

樹木の伐採や造材の際に発生した枝、葉などの林地残材や製材工場等から発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などのこと。木質バイオマスを燃料としたボイラーでの熱利用や発電が行われている。

## 【や行】

### 養液栽培

土を使わずに、肥料を水に溶かした液 (培養液) によって作物を栽培する栽培法のこと。

## 【ら行】

### リアス海岸

浸食で多くの谷の刻まれた山地が、地盤の沈降または海面の上昇によって沈水し、複雑に入り組んだ海岸線をなすもの。

## 【アルファベット】

### CCU (Carbon Capture and Utilization)

発電所や化学工場等から排出された CO<sub>2</sub> を、他の気体から分離して集め、新たな製品の製造に利用するプロセス。これにより低炭素化を図ることができ、また国内における CO<sub>2</sub> や水素の調達のより石油等の代替品を国内で製造できるようになるため、エネルギー供給の安定化につながる。

### CEMS (Community Energy Management System)

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーによる発電所での電力供給量と地域内の工場、ビル、住宅などの電力需要の管理を行うエネルギー管理システムのこと。

### COOL CHOICE

CO<sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会に貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す取組のこと。

### CSR (corporate social responsibility / 企業の社会的責任)

企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動のこと。

### CVD 装置 (Chemical Vapor Deposition / 化学気相成長)

半導体の表面に膜を形成する装置で、クリーニングガスとして排出係数の大きい PFC (パーフルオロカーボン) などが使用されている。

### G20 (Group of Twenty)

G7 に参加する 7 ヶ国、EU、ロシア、および新興国 11 ヶ国の計 20 の国々と地域から成るグループ。加盟国の GDP が世界の約 8 割以上を占めるなど、経済分野に大きな影響力があり、世界経済、貿易・投資、開発、環境、気候・エネルギー、国際保健、デジタル等について議論している。

## LED (Light Emitting Diode)

発光ダイオード (Light Emitting Diode) の3つの頭文字をとったもので、電気を流すと発光する半導体の一種。白熱灯等の従来光源に比べて寿命が長く、消費電力量も少ない特徴がある。

## PDCA サイクル

Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善) を回していくことで業務等を継続的に改善し、管理を円滑に進める手法のこと。

## RDF (Refuse Derived Fuel / 廃棄物固形燃料)

可燃性の一般廃棄物を主原料とする固形燃料で、家庭などから排出される厨芥類 (台所等で発生する生ごみなど) を含むため、乾燥により水分を取り除く必要がある。RDF は専用の装置で燃焼され、乾燥や暖房、発電などの熱源として利用される。

エコ（ECO）☆ビジョンすさき  
須崎市地球温暖化対策実行計画  
【区域施策編】

令和5年3月発行

発行：須崎市

企画編集：須崎市環境保全課

〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

TEL 0889-42-5891

FAX 0889-42-5391

E-mail [kankyo1@city.susaki.lg.jp](mailto:kankyo1@city.susaki.lg.jp)

